

参議院社会労働委員会会議録第八号

昭和四十八年五月十日(木曜日)
午前十時二十五分開会

委員の異動

五月八日

辞任

五月九日

辞任

熊谷太三郎君
藤原 道子君

補欠選任
熊谷太三郎君
補欠選任
石本 茂君
森中 守義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

矢山 有作君
玉置 和郎君
丸茂 重貞君
大橋 和孝君
小平 芳平君

石本 茂君
川野辺 静君
君 健男君
斎藤 十朗君
高橋文五郎君
徳永 正利君
須原 昭二君
田中寿美子君
森中 守義君
柏原 ヤス君

国務大臣

労働大臣

政府委員

警察庁警備局長
厚生政務次官

加藤常太郎君
山本 鎮彦君
山口 敏夫君

厚生省医務局次
長

信澤 清君

郵政政務次官

鬼丸 勝之君

郵政省人事局長

北 雄一郎君

労働省労政局長

石黒 拓爾君

労働省労働基準
局長

渡邊 健二君

労働省婦人少年
局長

高橋 展子君

事務局側

常任委員会専門
員

中原 武夫君

説明員

警察庁刑事局保
安部防犯少年課
長

奥秋 為公君

法務省刑事局公
安課長

俵谷 利幸君

厚生省環境衛生
局環境衛生課長

加地 夏雄君

労働省労政局
労働法規課長

岸 良明君

本日の会議に付した案件

○労働問題に関する調査
(郵政省の労働問題に関する件)

(労働行政の基本施策に関する件)

○委員長(矢山有作君) ただいまから社会労働委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨五月九日、藤原道子君が委員を辞任され、そ
の補欠として森中守義君が選任されました。

○委員長(矢山有作君) 労働問題に関する調査を
議題といたします。
まず、郵政省における労働問題に関する件につ

いて調査を進めます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○森中守義君 一昨日でしたか、郵政省に日弁連
から警告書が出ていたようですが、これはごらん
になりましたか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 日弁連からはまだ正式
の警告を受けておりません。案につきましましては承
知いたしております。

〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕

○森中守義君 それでは、私の手元にいま届いて
おりますから、これらちょっとごらんいただいて感
想をお聞かせください。

〔資料を手渡す〕

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま、この警告書
の印刷物をいただきましたが、これまで、詳細に
これを見ますとちよつと時間がかかりますので、
大体案について私が承知いたしておりますところ
で感想と申しますか、申し上げたいと思ひますが、
よろしうございませうか。――日弁連からブラ
ザー制度が人権侵害のおそれがあるという警告が
出されるという事は伺っておりますが、これは
昭和四十五年から六年にかけての東京地方あるい
は関西地方のブラザーシステム、当時これは郵政
省が全国的に指導したものでございませう。
その地区的に行なわれておりましたブラザー
システムについて具体的な事例等を検討されたも
のがこの警告の内容になっておると存じます。し
たがいまして、この内容につきましてには相当
チェックするところはチェックし、すでにその
後、昨年のこれは二月二十九日、郵政省として通
達をいたしまして、正式に職場リーダー制度とい
うものを通達をいたしてやっておりますが、この
新しい制度におきましては日弁連が取り上げてお
られる問題は、

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕

まああらかた解消しておるといふように私は承知
いたしておるのでございます。

○森中守義君 労働大臣、戦前における日本のこ
の種問題としまして、「女工哀史」であるとか「蟹
工船」だとか、こういう幾つかの著作によつてま
ことに悲劇的な労働者を酷使する、人権を侵害を
したという歴史がある。ところが戦後における少
なくとも再生をした近代国家、再生をした近代産
業、近代企業、こういう一つの企業構造という
か、あるいは産業構造というか、社会構造とい
いますか、しかも今日の憲法のもとにおける職業選
択の自由、人権の尊重、こういう今日の時代にお
いて、人権問題で日弁連に意見を求められたり、
調査申請があったり、あるいは人権擁護委員会に
この種問題が持ち込まれたということが他に例が
あります。しかして、こういうものを受け取つ
た日弁連あるいは人権擁護委員会も、やがて何ら
かの答えを出すであります。ほかに例があり
ましようか。ことに国家企業、国家機関の中にお
けるこういうものが他に例があったかどうか、ひ
とつ教えていただきたい。

○国務大臣(加藤常太郎君) 森中議員の御指摘の
ように、戦後における労使関係、特に労働界にお
いては、人権だとか、いろいろの問題が旧態依然
たるものが、これはまあ払拭されなくちやならぬ
のは当然であります。日弁連のほうから労働者に
対しましてまだ話もありませんし、御趣旨のよう
な点は、当然まあ現代の労働界においては、勤勞
者に対しては大いに尊重しなくちやならぬのは当
然と考えております。いま、私に対する質問は、
ブラザー制度の問題についてのお話ではなかつた
かと思ひますが、これも、まだ郵政当局のほうか
ら、私のほうに對しましていろいろ詳細の報告
もまだ来ておりませんので、まあ仄聞したところ
は、関心は持っております。関係局長のほうか

ら、いろいろ郵政当局に対して照会したところで、これは昨年の二月ごろ改善して、今後うまくいくと、こういうような報告が来ておりますが、詳細についてはまだ私の手元でも、概略の話はありましたが、詳細な点についてはつまびらかにいたしておりませんので、森中議員のおっしゃる方向は当然と思いますが、これに対して的確な御返答を申し上げることができないことを遺憾といいたします。

○森中守義君　ちよつと労働大臣、答弁の趣旨が

違うんです。私はこの中身をいまいきなり入っているんじゃないんですよ。さつきから申し上げますように、戦前における日本の労使関係というワケの中で、いろんな著作で、「女工哀史」であるとか、「蟹工船」とか、こういう悲惨な奴隷的な扱いをした、人権を無視した事案が戦前の歴史の中にある。そこでこのブラザーというのがこれに該当するかどうかは別な問題、けれども、少なくとも郵政労働者が人権を無視されておる、きわめて穏やかでない労務管理の中に置かれておる、これに一つの抵抗が発生をして、人権擁護委員会に救いを求める、あるいは弁護士、過去における判事、検事等が一つの組織を構成している、いわば権威高い日本弁護士会にこれまた救済を求めるという措置が、この事案以外にあったかどうか。言いかえるならば、なるほど郵政省に言わせると、いや、日弁連というのは、国家機関じゃありません、そこがどういう審判を下そうと、いかなる意見を出そうと、これに拘束を受けるものではない、こういうきわめて冷酷な判断をするかわかりません。ま

あこれ聞いてみなければわかりませんが、大体そういうつらがまえをしている。これが問題だ、よろしいですか。で、そこで、これは戦後における近代国家、近代社会、いわんや他の範となるべき国家機関の中における労使の問題として、さつき申し上げるように、日弁連、人権擁護委員会等に救いを求めなければならぬという事態、そのことが名譽なことであるのかどうなのか、他にこういう例がありますか、こう聞いているんですから、

ブラザの中身よりも、こういう事案の存在をどう思うか、こう聞いているんです。しかもそれは、たとえばほかに国家機関でたくさんあります。つまり三公社五現業であるとか、あるいは労働省であるとか、まあ幾つも国家機関があるわけですが、そういう権威高いものであるべき国家機関の中に、人権の問題等でしかるべき機関に救済を求めたところがありますか、こう聞いているんです。ちょっと御答弁の趣旨がだいぶ違うようですから。

○國務大臣（加藤常太郎君） 森中議員のおつしや

るっており、最初、郵政当局に対してプラザ・制度の話を問ひになったから、この問題が、いま言つたようないろいろの問題に關連があると思つて、ちよつと取り違へておりましたが、当然日弁連が國家機關だとかということをはきにいまして、戦後におけるいろいろの労使間、またいろいろな公害問題であるとか、いろいろな問題を日弁連で取り上げてそれをいろいろ検討しておると、こういう問題に對しましては、これはまあ常識論から考えても、社会通念上から考えても、大いに參考資料として労使間のいろいろな問題を當然考慮しなくちゃならぬのは、もう常識論から考えても森中議員のおつしやるとおりであります。

○森中守義君 私の言うとおりということは、「女工哀史」、「蟹工船」と同じようなものであつて、いやしくも近代社会、しかも國家機關の中にこういう不名誉なことはあるべきでないと、まあこういうたように労働大臣はお考えになるという意味ですか。

○國務大臣（加藤常太郎君） あるかないか、またつまびらかに承知いたしておりませんので、あつたものと断定いたしまして御答弁することはこの際差し控えたいと思いますが、当然さようなことがあつた場合には、これはもう改善して、關係當局もよくこれに対して対処をいたさなくちやならぬのは理の当然と考えます。

○森中守義君 あのね、あつたかどうかと、こう言われるんだが、さつき私は、おそらく郵政省は

日弁連、いうことの警告書、まあこれはなるほど国の機関ではないわけです。公機関ではない。けれどもこれは準公機関という理解をすべきでしょうね。そこが警告書を出しているわけです。ですから、そのことは事実を、救済を求めた側の主張をいれてるし、おそらくいろんな角度から実態の把握、実情の調査、検討の結果、警告書が出た。で、これをいま労働大臣や郵政省が認める認めない、そういう議論はもう必要ない。日弁連が警告書を出しておる事実は違いない。ですから、そう

いうことを一つの基調にするならば、国の機関と

して「蟹工船」「女工哀史」というように労働者を奴隸のように扱っている郵政省のこの姿勢を名譽なことと思うのかどうかと、こう聞いている。どう思いますか。

○國務大臣(加藤常太郎君) まだこれ、こちらのほうの内容を私見ておりませんが、それと同様な事実があれば、これは憂慮すべき問題で、やはりこれに對しまして労働省側の管轄するわれわれといたしましては、これは大いにこれに對して検討して、考慮して對処いたさなくちゃならぬのは、当然と思います。

○森中守義君 そこで、こういう事案が郵政以外のところにあるかどうかについてはどうなのか。

○國務大臣(加藤常太郎君) まあ、三公社五現業みたいなその他の國營の企業においてはさようなことはまだ聞いておりません。あるかないか調査もいたしておりますが、たぶん、まあさようなことは無いという見解であります。

○森中守義君 もうずいぶん私の記憶からも遠ざ

かつていますが、戦後近江絹糸事件というのがありましたね、近江絹糸事件。まあこれが、実は今日の郵政省が部内職員に扱っている人権無視、奴隸的な扱いと同じようなことをやった事件がある。これを私はやや正確に記憶しておるのですが、三公社五現業、国の機関以外に、民間において郵政省のように奴隸のような扱いをしているところがありますか。

郵政省の人事局長、渋い顔するんじゃないよ。

いま労働省に聞いているんだ。

○国務大臣(加藤常太郎君)　まあ三公社五現業その他、政府の機関以外でもさようなことを聞いたことは私のまあ就任いたしましたは——小さい問題はこれはあると思いますが、その他にもあまりさようなことを耳にしたことがありません。

森中守義君　そうすると、一つ一つ詰めるように悪いですが、郵政省のように、部内職員を、人権を認めない、奴隷扱いにしているということとは、国家機関、民間を通じてほかにはない、郵政

ただ一つである、こういったように認識してよろ

○國務大臣(加藤常太郎君)　まあほかの民間でもそういうような問題がそれはあるかも知れませんが、いまでも、いまのところではさような問題を聞いたことはありませんから、現在の私からの森中議員に対する答弁といたしましては、さような戦前のような問題はないと聞いておりますので、まあ郵政当局に対してしても、私の聞いたところでは、森中議員のように、そこまでとは聞いておりませんのでありますが、なお詳細については今後郵政当局とも連絡をとりまして……。さようなことがないことが望ましいと思います。何といつても労使間には良識をもつて相互がよくお互いの立場を信頼し、理解して、そうして労使間のかような問題がなくなるのが当然近代国家としてのこれは労使間のあり方でありますので、さような問題に對しましては、今後改善すべきは当然と思いますし、いまのような問題は相当改善されたとも聞いておりますが、今後ともなお一その内容について

でも深く検討いたしたいと思います。

○森中守義君　いまそこまで労働大臣のように飛躍した議論は私は必要ない。なぜ私は、あえて戦前における「女工哀史」、「蟹工船」まあこういうまさに悲惨な悲劇をここで述べるかということとは、この日弁連の言っていること以外に、私は実態を知っておるから……。この際少しく私が事実をもって申し上げておく内容はこのようことなんです。

東京都内の玉川、この郵便局に私は先年行ったことがある。その周辺の局にも一回行ったことがある。そこで私が現認をしたこと、あるいはいろいろの関係者から聞かされたこと、こういうことを総合すれば、まさに奴隷のような扱いを郵政省がしているといつても過言ではない。そこに張本人がおるのだ、そこに。郵政省の人事局長だ、やっているのは。まだほかにもおる。経理局長の浅見などというものはその最たるものだ。

そこでその事例を申し上げると、いまだここに栄転をさせたようにすけれども、奴隷扱いをした局長を栄転させている。高野とかもう一人何とかいう局長がおる。国分寺か、たしか玉川の局長であつたと思う。衆議院の同僚諸君と二、三人で行きましたが、こういう話なんです。職員が出勤をする。びろろな話ですけれども、トイレに行こうとする。そうすると、実ものは家でやつてこい。いいですか、大便是家でやつてくるんだ。局に来て大便をやつちやいかぬ。小用をやるときには上司に届けていけと、こう言う。届けに行こうとすると、時計を持ってきて、ストップウォッチを持ってきて、何分何秒かわから出てくるまで時間がかかるか、こういうことをそれがやらせておるのだ。これは奴隷とは言えませんか。私はその局長にこう言つてきた。これは君も同様だよ、そんなことをやらせるとするならば。他の職員にそういうことを命じておいて、おてまえだけがそれののされるということはない。こういう事実が一つある。

それから、郵便局で区分の作業が終わつて外に出る場合、持ち出そうと、出勤しようとして、仕事に出て行こうとする場合ですね、それまでの時間に五分もしくは十分ある場合もあるでしょう。そこでたばこを吸い始める。仕事が終わつた一服やろうとする。そうすると、その人事局長が任命をした課長が主事か主任が来て、たばこをすぐ取り上げる。たばこをのむな。なぜのんでいけないか。郵便物が火災が起きて大事な郵便物を扱っている郵政省としては困る、こういう

ことなんです。かつて私もその関係の仕事に携わつてきたことがありますけれども、郵政事業百年の歴史の中に、職員がたばこを吸つたために郵便物が焼けたという例はない。火災が起きたという例はない。たばこのもんでならぬと、こう言う。うしろから取り上げる。よく聞いておつてください。そこで私は、その局長に、おまえさんはどうだ、十人ぐらいすわれるような大きな机に、机の上に足を乗っかけてたばこを吸つてゐる。決裁箱が置いてある。この決裁箱には、人事問題もある、経理問題もある、いわば重要な書類が入つてゐるはずだ。君もたばこのむな、こういって私は言つてきたことがあります。これは第二の例。

あつていけば切りがない。こういうことをもつて、郵政省の首脳部諸君が職員を奴隷のようにしてゐないといえますか。これはひとつ労働省も特別に実態調査やつてごらんない、続々と出てきますよ。ここに近代国家、近代社会、しかもそういう構造の中における国家機関の存在が許容されるべきか。しかも時代は違ふんだ。戦前の「女工哀史」であるとか、「蟹工船」と同様なことを今日のこの時代でやろうという郵政省の労働政策それ自体が問題だ。労働大臣、いま私が実例を二つあげましたね。その限りにおける判断はどうですか。奴隷といふことはあえて私は使はう。人権を無視しておきますよ。そういう意味で郵政省も今回の日弁連からのこの警告というものを国の機関として名譽あることとお思ひになるか。どうですか。郵政には郵政であつて聞きまされども、国全体の郵政問題を見るべき労働省として、郵政省のこの姿勢をどうお考えか。いかがですか。

○国務大臣(加藤常太郎君) いま初めてさうなことをお聞きしたので、さうなことがあり得べきことである。現在の時代において特に国家機関の郵政当局において、現場でさうなことがこれはあり得べきことでないような感じがいたしますが、しかし森中議員が直接お聞きしたということがあれば、これはあり得べきことでないことがあつたといふことになるのでありまして、事実がさうであればこれはもう大問題で、直接の郵政大臣も嚴重にそれに対して改善をするように、またあつたものに対していろいろ考えなくちゃならぬのは当然でありまして、労働省といつたしましても全産業の労働の問題を大臣が全部知るのが当然でありますけれども、広範囲でありますので、きょう森中議員からお聞きいたしましたので、ほんとうにまあ驚きの感じがしたのでありまして、さうなことがあつたのであつたとすれば、これは当然郵政大臣ともよく話して、さうなことがないようにするのがこれはもう何を考えても当然でありまして、さういふ意味で、さうな事例をなお十分確かめまして、これに對して何とかが対処しなくちゃならぬと、こういういまお聞きいたしました現時点ではさうな考え方であります。

○森中守義君 これは実は昭和三十四年以降の問題なんです。もはや十四、五年経過してござります。この間におきまして、かようなことをやるべきである、直ちに労働政策の変更を行なえ、こういうことでこの種問題に關心の深い議員あるいは關係の深い議員が歴代の郵政大臣にしばしば迫つてきました。しかも国会で問題にした場所は、数回、社会労働委員会にもあつたと思ひます。しかし主として通信委員会もしくは非公式に大臣並びに首脳部との間に私どもはかかる陰惨な状態で公共事業とはいへない、国の機関とはいへない、こういうことで話をしたんですけれども、依然としてさういふものが継続されてゐる。しかも大臣は一期、半期だといふことで、そこにおる局長どもはなめておる。その政務次官も同様だ。官僚の言ひなりになつてゐる。直そうとしないわけですね。しないどころでなくて、その側に立ち過ぎてきたらいいがある。一向に局面の改善ができてきたらいいがある。さういふことであるがゆえに、ずいぶん気の長いほうなんだ、私は。非常に気が長い。何とかこれは郵政省の人間らしい善意と人間らしい常識、良識に期待をして、いつの日にかまともな状態になるであらう、こういうひそ

かな期待を持ったがゆえに、いままでもこういうことをあまり大きく問題にしたことなかつた。けれども、日弁連が実態調査をやつて、しさいに検討を加えた、その結果警告書が出たという、かかる事態に立ち至つては、もはやいかに私が気が長いといつてもこれ以上がまんがでない。したがつて、非公式に郵政大臣あるいは首脳部諸君と話をしても、通信委員会という場所ではいづれ内々の問題という意味合いで問題の処理はできない。さうなればどうしても労働問題、労働行政をあくかつてゐる労働大臣の見識ある公正公平な一つの判断のもとに、郵政省に適切な対応策をとつてもらふ以外に方法はない、こういうことで非常に私も多忙ですけれども、わざわざこの問題を実は持ち出してきたわけでありまして、いま大臣が言われたように、一つの驚きであるとするならば、私は創作をやつてゐるのじゃありませんよ。いいですか、労働大臣。つくり話をしているのじゃありません。この事実關係を労働省としては追跡をし、あるべき方向を打ち出すというお考えはございせんか。それが一つ。

それともう一つ、たいへんくだいようですが、この日弁連の警告書、やがて出るであらう人権擁護委員会の結論というものは、国家機関にあるまじき行為である、存在してならないことだ、きわめて不名誉なものである、こういうふうにお考えになるかどうか、もう一回重ねてお答えいたしたい。

○国務大臣(加藤常太郎君) この問題は郵政当局の問題で、郵政大臣が直接担当いたしておりますので、とりあえず郵政大臣が部下の關係各局長から末端まで、いま森中議員がおっしゃつたようなことがあればこれに對して対処するのが當然であります。私もただいま聞いたところで、決して森中議員の言を疑うわけではありせんけれども、さうなことがあつたとすれば、これはもうよく郵政大臣とも相談いたしまして、近代国家として近代の郵政事業から考えてもこれはもう当然これを問題にして十分深く掘り下げて対処いたさな

な期待を持ったがゆえに、いままでもこういうことをあまり大きく問題にしたことなかつた。けれども、日弁連が実態調査をやつて、しさいに検討を加えた、その結果警告書が出たという、かかる事態に立ち至つては、もはやいかに私が気が長いといつてもこれ以上がまんがでない。したがつて、非公式に郵政大臣あるいは首脳部諸君と話をしても、通信委員会という場所ではいづれ内々の問題という意味合いで問題の処理はできない。さうなればどうしても労働問題、労働行政をあくかつてゐる労働大臣の見識ある公正公平な一つの判断のもとに、郵政省に適切な対応策をとつてもらふ以外に方法はない、こういうことで非常に私も多忙ですけれども、わざわざこの問題を実は持ち出してきたわけでありまして、いま大臣が言われたように、一つの驚きであるとするならば、私は創作をやつてゐるのじゃありませんよ。いいですか、労働大臣。つくり話をしているのじゃありません。この事実關係を労働省としては追跡をし、あるべき方向を打ち出すというお考えはございせんか。それが一つ。

くちやならぬのは当然のことです。これはもう間違いない。私の聞いておりますところは、多少労使間でいろいろ問題が郵政当局にもあることは、御承知のように私も通信関係、相当委員も担当しておりますが、多少いろいろ問題があるという事は聞いておりますが、いま言ったようなことは聞いていない。初めてでありまして、だいたい改善されたということも聞いておたんでありますが、いまの話聞きますと、もうこれに対して労働省としてもこれは乗り出さなくちゃならぬという感じがしたのでありますが、なお一そうさような事例が実際あるかないかはよく検討——立ち入り検査というわけにもなかなかいきませんけれども、郵政大臣とも相談いたしまして、あつたとすれば当然私のほうもこれに対して何らかの対処をいたさなくちゃならぬという段階に立ち至ると思ひます。

○政府委員(鬼丸勝之) 委員長……

○森中守義君 郵政省には答弁求めている、聞かれないことまで言うな。

労働大臣ね、ちよつと私もきのう夕方これを手にしたもので全部熟知しております。したが、この警告書の中にも、いまの大便と小用のことをやっぱりそのとおりだと言っております。これは国分寺郵便局だ、同局の職員に対する職制の勤務時間における「小便に行くときも許可を求めよ、大便は家でしてこい」という生理管理の事実がある。こういうように断定しておる。労働大臣、警告書を持っていますか、——お持ちになつておるんですか、——ちよつと私が教えてあげよう。——そちらでもお持ちのようですね。これはだから労働大臣、ひとり日弁連あるいは人権擁護委員会のみならず、労働省でも実態を追及すべきだと思いますが、どうですか。

○国務大臣(加藤常太郎君) いまこう文書を見たんでありますが、これはさようなことをこのごろそんなことが通るはずがないと思ひますが、いま、あつたことと思われぬようなことが書いてあるんでありますけれども、いまここで私語いたし

たところでは事実があつたようなことも言われておりますが、四十五年かの問題で、最近ではさようなことは絶対ない、こういつて局長も私語いたしておりますが、郵政大臣とよく相談いたしまして、郵政大臣はかようなことがあつたらそれを黙過する、というようにすることがこれはもう全然ないと思ひます。当然近代国家として「蟹工船」のような、いろいろこう奴隷的なことを国家機関の郵政当局でこれは然るべきでないことではありますから、よく郵政大臣とも私、懇談いたしまして、さつそくここで労働省が立ち入りしていろいろ検査をするとかいうところでも、改善されたものであればもう必要ありませんし、万一、かようなことが現在においてあるとすれば、これはまあいろいろ考慮をいたさなくちゃならぬ、これは、もう当然であります。

○森中守義君 これはね、大臣。郵政大臣と協議と言われるけれども、むしろそれが必要でしょうけれどもね。これは労働省はつておいていけませんよ。過去にあったが、いまはないからいいじゃないか、改善されたからいいじゃないか、こういうことじゃ事は済まない。少なくとも日弁連がこの事実を認定をした。かりに過去にあったとするならばあつたで、その責任を労働省問うべきである。また私は、きわめて期待すべき方向に改善、転換がはかられているならばこんなことは言わない。依然として郵政省のこの体質が直つていないから、いなければこそ問題にしているわけだ。だから、手段や方法をどういう方法でやるか。あるいは現状はどうかという、まあこれも労働省が乗り出すための、郵政省との協議の一つの材料であります。けれども、労働省みずからがこの実態調査に乗り出す必要がある。ほつておいていいですか、これを。もし右顧左弁をして過去は過去、今は今、こういうふうな言い方では、われわれならば、郵政省の体質が直つていないわけだから、労働省もぐるになって手をかしている、私はこう言いますよ。こういうことを郵政省がやつ

ていることを、労働省が乗り出さないというならば、労働省もぐるであるし、手をかしておる、こういうことを私は断言できると思ふ。そうでないとするなら実態調査に乗り出しなさいよ。どうですか。はつきりしてもらいたい。

○国務大臣(加藤常太郎君) いま森中委員のおっしゃる通りに、郵政省と労働省が両方がぐるになつてかようなことをやると、

○森中守義君 じゃ調査に乗り出したらいい。

○国務大臣(加藤常太郎君) そんなことはちよつと言ひ過ぎで、労働省の立場としてさような気持ちはこれは毛頭ありません。ただこれ、日本じゅうの国家機関全部労働大臣があるかないか調べていくということもなかなかこれはまあ不可能というか、インポシブルというか、ちよつと労働省が全部の、ここでこうと、職場職場でやっていることを調べることも、現在まあ不可能に近いのであります。いま御指摘のようなことがあつた場合には、これはさつそく労働省が労働基準法等とか、いわゆる法律をたてにして立ち入つてやるということも、同じ政府機関でありますから、郵政大臣とよく相談して、そうして改善されぬという場合には森中議員のような方法でこれは強行することもこれはやぶさかでありません。いまさつそくこれを取り上げて郵政当局と関係なしに立ち入るといふことも無理でありますから、さようなことが多少いろいろあつたということではこれはもう仄聞いたしておるのであります。そうして、いままでも、前大臣も郵政大臣と協議して、何とか改善せよと、こう言つたこともこれは事実であります。だいたいさようなことはその後になつたと、こういう報告を受けておりますので、いまのような問題をなお一そうわれわれとしても確かめまして、郵政大臣とも協議して、そうしてなおこれが改善されないという場合には、当然これに對しまして厳重に對処することは、もうやぶさかではありません。

○森中守義君 委員長が、心配というよりも、事の重大さをきわめて重視して何か関連やらせると

言つていので、ちよつと委員長に……

○委員長(矢山有作君) 加藤労働大臣にちよつとお尋ねしたいのですがね。いま質疑を聞いておりますと、この郵政における俗稱郵政マル生と言つておりますが、この問題は昭和三十四年以來起つておる問題です。この問題については、これまでたびたび、私の知つておるところでは、社会労働委員会、通信委員会、両院のね。そういう場で問題にされてきておるんですが、そういうことを労働省としては関知しないはずはないんです。そこで、私は質疑を進めていく都合もあると思うので、これらの問題について労働省が具体的にこれまでどういう手を打つてきたのか、それとも何にもないで耳に入れて聞くだけで済ましてきたのか、その辺をはつきりさしてもらつておいたほうが、質疑を進める方も進めやすいと思うので、労働大臣のほうからその点を御説明をお願いいたします。もし、あなたのほうでよくおわかりにならなければ、事務局が来ておるはずですから、事務局のほうから詳細な説明を願つておきたい。

○国務大臣(加藤常太郎君) これは、まあ就任後、日が浅いのでありまして、從來からいろいろな経緯がありますから、事務局から從來の経緯を御報告して、あとからまた私も補足いたしまして御答弁いたします。

○説明員(岸良明君) これはもう先生御指摘のとおり、郵政関係につきましてはいろいろマル生運動については、再三国会でも御指摘をいただきましたし、また新聞紙上等にもいろいろ出ております。そういう関連もございまして、労働省としては、これは公労法なり労働基準法、すなわち郵政当局に適用のあります法律を所管している立場から、これはその問題のつど関係当局とも十分御相談をしまして、御承知のとおり、これは労務改善についで措置、あるいはこのブラザー制度につきましても、これが四十七年の二月でございますが、改善をされると、こういうような方向に漸次改善をする方向へと進んでおるといふふうに私も承知をしておるわけでございます。したがいまし

て、問題のあります時点、これはもちろんのこと、いろいろとそういうような情報が入りますつど郵政当局と十分相談をしまして、それらに対しては改めるべきところについては補正をするような、そういう御相談をしておるわけでございます。

○委員長(矢山有作君) 加藤労働大臣、何かありますか、あなたのほうから。

○国務大臣(加藤常太郎君) いま政府委員から答弁いたしましたとおり、従来もこの点に關しましては相当な関心を持っておりまして、その根本は、何と云うか、組合が二つある。これに対してこれを一本にせいというわけにもいきませんし、この關係があまり激化せぬように、そしてこれがいわゆるマル生運動という方向に転換せぬように、労働省といたしましては、最近も私からもよく警告はいたしておりますが、いろいろの問題が今後起こらないように、正常な労働關係が進展するような方向に期待し、また問題のたびごとにきょうなことが絶対あつてはならぬと云うことは、郵政大臣並びに当局にも、事務当局から事務当局に対して、いろいろ対処いたしておることもこれは間違いないと思います。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

大臣並びに鬼丸政務次官の手にも云ういふものはお持ちのようですね。あるでしよう。この中の一二ページを開いてみてください。日弁連の人権擁護委員会第二部会部長杉田伊三郎という人から人権擁護委員会の尾崎委員長に宛てたもの。この文書の一二ページに「指導員(ブラザー)の活動」というところがある。この中で云ういふ事案が一つある。「イ」というところをごらんいただきたい。

○森中守義君 これでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

「大阪中央郵便局第三特殊部連係指導員大橋宏(全郵政組合員)は、新入職員岡直美の父に宛てた手紙(四六・八・一〇)のなかで、「中央局には共産黨員が二〇名程散在し、組織に介入し善良な職員に赤い思想をうえつけようとしています。これで上司吾々は日夜頭をいためております。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

「以上」の事実、当局側の組合差別の意図を指導員が忠実に遂行しているか、少なくとも、申立人組合に対抗する全郵政労組の組織拡大活動指導員が行うことを、当局としては認めている証左である。」

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

す。現在直美様は優等生職員として、上司先輩から将来の幹部候補生として期待をかけられている大切な時期でございますので、上司私どもは大変心配致しております。大変御手紙で失礼致しますが、御両親さまより、至急御手紙が何かで大橋指導員、上司を信頼し、共産黨員の甘い言葉に誘惑されぬよう、また現在の組織に在籍のまま安心して仕事に精励努力されるよう注意忠告して戴きたく御願ひ申し上げますとのべています。」

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

○森中守義君 それでは少し具体的なものをお尋ねしてみましよう。

ますまい、どうしますか。

○政府委員 鬼丸勝之君 いま森中先生の言われたように、こういうことは放置すべきではないと考へますが、しかし、先輩、後輩というように間柄であるということも考へますと私はそう悪質な、悪意のものとも考へられません。

○委員長 矢山有作君 ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長 矢山有作君 速記を起こして。

○森中守義君 これは単なる先輩、後輩というところであれはまさにこれはブライベートの話です。いま私があげた事案というものは公人としてやっておる、指導員という特殊な任務を与えられて、そういう置かれておる地位、立場の者が行なつた行為、これを先輩、後輩という私的なものでありかえらるというそのそもそもの問題なんです。いま答弁を聞いてみると、鬼丸政務次官の独自の考へではない、それはその横つちよで知恵をつけたんだ、そういうことでは困る。鬼丸さん、あなたは選ばれた政治家です。政党内閣、議院内閣制のもとにおける政務次官です。何でそういう官僚の言うことによつて答弁しますか、私の言うことに無理はないでしょう。先輩、後輩という関係でやつたというならば私的な関係、しかし、ここで行なつた人物というものは明らかに一つの地位、しかも指導員という特別の任務を付与されたものです。その者がその地位において、その任務においてやつたことを先輩、後輩ということですりかえて事が済みますか。この社会労働委員会はそれほど甘くない、よけいな知恵をつけるな、人事局長は。鬼丸政務次官みずからの判断でこれ、どうしますか。もとより郵政省には職務規程がある、懲戒規程があるので、そのどれかに該当するはずですよ。

そこで、先ほどから問題にしているように、局面を幾らかでも改善をしたい、労働大臣はだいが改善されたようだ、こういう意見を言っている、なお進んでこういう事案を郵政の内部から完全に消滅していくという意思があるならば、当然行き過ぎた行為、まさにこれは人事局長の話からいえば、権限外のことをやっておる。そのことが当人もしくは家庭にまでも送り込んだということですよ、ある意味では非常に罪が深いんです。むろんこれはよその党のことではあるけれども、政党の批判までしておる。これは自民党であらうと社会党であらうと、公明党であらうと、どの党であらうとこういうことは許されません。ここに各党の議員がおりますよ。およそ政治問題に常に中立であらねばならぬということも郵政省言っているわけですよ。それなのに特定政党を誹謗するようなことまでも、特別の地位にある者が親密に手紙を出している。そこで、善良な市民生活の中に特殊な意見を持ち込むという、それ自体も問題です。放置できませんよ。懲戒処分規程がある。職務規程があるはずだ。これは政務次官がその何となくという局長の知恵をかりて、そのとおりと答弁をして済みませうか。そういうことを言っているから一期・二期の大臣だ、政務次官だとなめられるのだ。郵政の役人どもがなめてくるんだ。しっかりとしないさい、政務次官。

政務次官、あなたは、これはあなたと私の私的な間柄で、郵政省はなかなかええところじやと、こういう話があった。が、そういうものじやありませんよ、これは、それは役人どもがちやほやするからいいかわからぬ。が、そういうものは通用しません、ここでは。どうですか。もうちよつとさちよつとやりなさいよ。具体的に処分をするならする、それが改善をする一つの方法じやありませんか。

○政府委員 鬼丸勝之君 森中先生のこの事例に対する御見解は、おおむね私も同感であります。私がさっき申し上げましたような意味は、先輩、後輩だからこの責任がないとか、先輩、後輩の関係だかららしいといった意味ではございせん。やはり指導員としてそういう手紙を出したということはまずいということは十分郵政当局も認めておりますので、したがしまして、だいが前のごことであります、これは指導員としては適当

でないということをやめさせております。

ただ、懲戒の問題になりますと、当時これは郵政局限りでこの制度をやつておりましたので、本省で直接懲戒云々というところまではいかなかった。ただ、やめさせたんですが、それ以上始末を、処置をしなかつたゆえんは、まあ先輩、後輩の関係も多少まあ情状酌量といひますか、考へてのことだらうという意味で申し上げたのでございす。あくまでやつたこと自体はまずい。指導員としては、ですから、不適任だという結論で処置がされておるわけでありす。

○森中守義君 これは政務次官ね、いきなり懲戒免職にやれとは私は言つてはいない。郵政省には懲戒規程があるから、まあ最高は懲戒免。訓告もあらう、警告もあらう、あるいは減給もあらう。だから、これに对应したような処分をやつたらどうなのかと、こういうこと、そういう処分の内容容までは私は言いませんよ。そういうものを一応背景に据えながら何らかの処置をすべきだと、こういうんであつて、しかもそれは単位郵政局でやっているから、そこにまかせるといふことでは、これはまずい。およそ郵政省の労働政策、労働管理というものは、各単位郵政局でやらせているわけじやない。また、人事権といへども、地方郵政局のことだから中樞部が手を出してならぬということはないんですよ。あるんですよ。そういうのはやり得る。だから、こういうことを自今絶滅にする、改善をはかつていくというまともな考へに立つならば、やるべきだと、こう言うのであつて、ああでもない、こうでもないというところで逃げ回られたんじや意味がありません。何のために声を大きくしておしやべりしているかわからぬ。何ぶんの措置をすると言ひなさいよ。そうすればこれはいいいですよ。

○政府委員 鬼丸勝之君 このブライザー制度は、先生もお認めのようにこれは単位郵政局、特に東京と関西で行なわれておりましたので、しかも、この指導員の働きというものは、法律上の純粹の公務ではないと承知いたしております。したがはいまして、これを懲戒規程によつて、何らかの懲戒処分をするというのは当たらない、妥当しないんじゃないかと、こういうふうな考へておりますので、指導員をやめさせるという処置だけににとどまつたというふうな理解をいたしておるのであります。

○森中守義君 それはしかしおかしいじやないですか、金銭を伴つたような場合は、ちよつとしたことでも全部処分をいたしますよ。業務上、ことに労働問題でやつたことには寛大過ぎる、常にそれが問題なんだ。だから命令以外のことをやつた。いかに個人の発想といへども、どういふところまで指導員の独自行動を容認しておるんですか。これはさつき人事局長の答弁では明らかに個人の発想である、そういうことをやらした覚えはないと、こう言つておる。そのことがさつきからいふように、一般社会人の家庭の中までも特定政党の非難をし、しかもその危険性を注入していくということになれば、これは大問題だ。ここでは共産党といつておるけれども、あるいは社会党もちよちよこつておるかわからぬ。どこに国家公務員の政治活動への中立性があるか、守らしているんですか。これだけでもこれは処分には値しますよ。指導員をやめさせたと、それだけでは私は納得できない。どうしますか。だからいきなり懲戒免とかなんとか、私はそんなことを言つてない。懲戒規程があるわけだから、分限を越えたことをやつておるならば、それに対応する適当な処分をすべきじやないですか。あまりにも寛大過ぎるから、やり過ぎた者は場所を変えればいい。その任務をはずせばいい。それならば、あえてこれは刑事問題でないけれども、加害、被害という、こういう因果関係に置きかえた場合、一般社会、特定家庭にこういう問題が入り込んだということ、は、まさにこれは被害ですよ。加害者をそんなに擁護していいんですか。その姿勢を改めないから、郵政省の体質が変わらない、私はそう思う。これは処分しないで済みませぬ、どうですか政務次官。指導員をやめさせたというだけじやこれはだ

めです。やりなさいよ。

○委員長(矢山有作君) あわせて、関連して私のほうからも聞いておきたいんですが、あなたいま、ブラザー制度による指導員の活動というのは公務ではないとおっしゃいましたね。公務でないとするならば、その活動に、私の聞くところによると、ヤング一人について月千円程度の支出がなされておられるということですが、一体、その金はどういう立場から支出されておられるのか。どういう予算費目から支出されておられるのか、これは重大な関連を持ってまいりますので、この点もあわせて御答弁願いたいと思います。

○政府委員(鬼丸勝之君) 指導員をやめさせただけでは納得しない、承服できないという森中先生の御意見でございますが、当時としては、指導員の活動というものは、あくまで郵政局限りのものでありまして、そのあたりを、そういう措置をとることが妥当であつたらうと。しかし、お話の点もございまして、なおよく、ひとつ検討させていただきます。大臣とも相談をいたしまして、善処したいと考えております。

なお、この種のブラザー制度は御承知のように四十六年まで解消されて、いろいろ組合関係からの意見や要望、あるいは国会でも問題になりました点をすなおに受けとめ、反省すべき点は反省いたしまして、昨年の二月の末に郵政省として全郵政関係統一方針で実施しておりますのが先ほど申し上げました職場リーダー制でございます。ですから、この職場リーダー制の運用を現在やっておりますが、この点では、いまさつきから御指摘のような問題の点はもうない、そういう事例は起こってないと思っております。

それからなお、委員長からお話の予算、経理の面は北局長から御説明申し上げます。

○政府委員(北雄一郎君) 私どもこの現在の制度を新設して、いわば去年の二月から始めました新制度であります。この制度におきましても、この仕事は公務ではないと観念しております。むしろその目的とするところは、そういった大都市に所

在する局の新入職員、これが定着してくるよういろいろな世話をや、こういうことであります。目的は定着性を高めるということでありまして、しかし、その仕事をいわば兄貴分たるにふさわしい人にお願いをします。もしこれを公務とかりにいたしますれば、やはりその人たちは本来の仕事があるわけでございますし、また、時間外にやるといふことになれば、それ相応の手だてもしなればいかぬわけでありまして、しかし、そういった本来の仕事を持っておる人ばかりでありますから、そういったことは不適当である。そこで、そういったことをやってくれないかといまして、じややりましょうという自発的な善意によりまして、そういう仕事をしたいだいておるわけでございます。そういう意味で公務にはしておらないわけでございます。そういう場合に、しからばなぜその金が出るのか、このお金の点につきまして、旧制度と新制度ではその経理の手続等を全然変えまして、その不適当な支出がないように新制度ではいたしております。また、これはいわば実費弁償でございます。いろいろそういうブラザーと、ヤングとエルダーと申しますか、ということでは、思疎通をいたします場合に、やはりお茶を飲む場合もある、あるいはバスに乗る場合もあるというようなことで、ある程度の出費というものがやはりエルダーにはかかっている。そういった場合、全然何も見ないのも気の毒だ。そこで、どんなにかかりまして月千円以内に限る。むしろそういう出費がない場合には全然これは出さない。そういう場合に、立てかえさしておきまして、そして請求を待つて千円以内に限ってそういうたいわば実費のめんどろを見る、こういうことをしておるわけでありまして、これは、じや、ほかにそういう例があるかというお話にもなるかと思ひますが、びたりとした例はなかなかございせんが、たとえばモニターというようなものについて、これは、それ自体公務じゃないと思ひますけれども、やはり一定のものを出すということがあるように思ひます。そういった考え方でこの仕事

の性格を認識し、かつ月額千円以内の支出というものを認めておる、こういうことでございまして。○委員長(矢山有作君) それは人事局長、少しおかしいですよ。公務でないものに国費を支出する、その法的根拠は何ですか。法的根拠なしに公務でないものについて金を出すということ許されるの。それは行政官の特権としてやっているのかね。そんな法律の根拠、どこにある……

○政府委員(北雄一郎君) 直接の根拠はございせんけれども、実際上はたとえばモニター、官庁がいろいろな施策をいたします。その場合、それをどういふふうに使つておるかということ、モニターというものを配置するという場合、モニターの仕事自体は公務ではございせん。そういうものを対して謝礼といふんですか、こういうものを対しておるのが通例だと思ひます。ですから、この仕事もそれに大体似たようなものから、結局職員に定着性を高める施策の一つだ、そういう観点から支出をしておる、こういうことでございまして。

○委員長(矢山有作君) 鬼丸政務次官、私の言っているのは、いまのような理屈を聞いておるのじやないのですよ。少なくとも国家の経費の支出ですから、公務でないものに国家の経費の支出というものは許されない。モニター制度云々というふうな場合、モニターがきつと制度としてつくられておるものに対して国費を支出するという場合はあるでしょう。しかしながら、何ら制度として確立されていない、法的根拠のないものに国費を支出するということは私は許されないと、会計の経理上。そういう点で私が聞いておるの、いまのようないふ理屈でなしに、どういふ根拠規定に基づいて支出しておられるのですかと、合理的な、合法的な根拠を聞いておるわけですか。あなたご存じですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 確かに委員長、ただいま御指摘のように、まあ法的な根拠があまりはつきりしないような局長の答弁でございしましたが、これはもちろん根拠なしに、かつてに国費を公務

でない仕事をやった人に出すということはあり得ないことです。会計法上も。そこでまあ、私はもう少しよくと調査してつまびらかにさせていた

○森中守善君 それでは、いま委員長が質問をされているそのくだりがまた一つ出てくる。お手元の「月額千円の使途は、各指導員の判断にもとづいており、そこには何らの基準もない。そのうえ、全体的な支出の概要も、当局側から示されないので、申立人側の調査資料から判断せざるを得ない。申立人組合東京蒲田支部の昭和四十六年三月から同年九月までの「ブラザー」の経費

○森中守善君 先ほどの大阪の問題は大臣とよく相談をして善処したい、こういうことですから、善処という言葉を私は前向きに受け取っておきたい。私の前段の意見を含むものである、そのように理解していいですね。——理解していいですね。

○政府委員(鬼丸勝之君) そのとおり御承知を願ひます。

○森中守善君 それでは、いま委員長が質問をされているそのくだりがまた一つ出てくる。お手元の「月額千円の使途は、各指導員の判断にもとづいており、そこには何らの基準もない。そのうえ、全体的な支出の概要も、当局側から示されないので、申立人側の調査資料から判断せざるを得ない。申立人組合東京蒲田支部の昭和四十六年三月から同年九月までの「ブラザー」の経費

七

使用状況」調査によれば、指導員と新入職員一組によるコピー、食事、映画などで一回五、六百元から三千円位の支出が大半であるが、ボーリング六千円、上野駅まで新入職員を出迎え、その後ボーリングをしたケース二八、四〇一円など法外な支出も見られる。また、指導員（兄）は明記されているが、新入職員（弟）の記入のない伝票もある。総じて月額千円の枠は守られておらず、立替払が通常のため金額、使途の規制もルーズとなっている。

右の実例と、前記2の諸事例を併せ考えれば、指導員がほぼ自由に支出できる公金が全郵政への加入説得、さらには全郵政の組合活動の一部に費消されているという申立人組合の主張もあながち否定できない。

こういうことですね。よって、この件については、いま委員長が指摘をし、かつまた郵政側から公金使用の根拠法は何か、これをつまびらかにして持ち出してこいということ、郵政側もこれを了承しておる。あえてこのことは追及いたしませんけれども、この事実もこれもまた重大な問題として、郵政省の労務政策の体質を露呈していると思う。

まあ、そこで労働大臣、この事実について労働省は、かようなことが労務管理の一環として採用されていること自体が私は問題、労働省としてはどういう見解をお持ちですか。

○国務大臣（加藤孝太郎君） エルダー制度、すなわちブラザー制度が郵政省で行なわれておるといふことは仄聞いたしておりますが、あまりこれが逸脱したような制度になつては困るというので、労働省のほうからも郵政当局に対して、何とかこれは改善しなくちゃならぬということを申し、非公式に話し合いをいたしまして、郵政当局からこれに対して改善された、こういうような御返事でありましたが、いま聞いたような問題が実際あるとすれば、これは労働行政の立場からいって改善しなくちゃならぬのは当然であります。要するに、どうも郵政省内におけるいろいろ組合の問題

に対しまして問題があることは、これはもうどうしても労使間が要するに相互信頼して、そしてかようなことがないよう、円滑な運営ができることを労働省としては期待いたしております。また、かような問題に対して改善するのは、全通と使用者側が六人委員会というのをつくって、数年前からこれに対する改善に善処をする、相当このような問題が改善されたという報告はありますが、郵政当局の末端のことを労働省が全部つまびらかに調査するというのもなかなか困難でありますので、いまの場合、森中委員の質問に對し見解は持っております。

○森中守義君 単なる見解を国会でお述べになる。これだけではやっぱりいいし、私は郵政の全国で一五五、六千もある窓口機関を全部回つてみなさい、そういうことまでは申し上げない。けれども、やはりここに局長はじめ、中樞部がこういう空気を郵政省の中につくり上げ、これを指導する、この姿勢が問題なんです。さっきの金の問題も一緒。根拠法のない公金をさつきお示したようにほとんど使わしている。こういうようなことを、まじめな労務政策、労働管理として労働省は容認すべきかどうか。日弁連はこれに評価を下しているわけですよ。否定できないと言っている。よくないと言っている。それならばこれはひとつ、労働省及び郵政省という、行政権限の限界はあるでしょう。けれども私が認識をする労働省の所掌としては、当然労働行政という立場から郵政省の行き過ぎを是正をさせ、改善させるという、まあいま改善命令などが出せるかどうかはわかりません。けれども、何らかの方法によつてそういう措置をとるべきだと。これは専門家の労働局長、こういう省庁の行き過ぎた、適当でない労働政策に対して、改善命令出せるのじゃないですか。その辺の労働省の権限をちよつと聞いておきたい。

○政府委員（石黒拓爾君） 労働省といたしましては、不当労働行為等につきまして強制的な命令を

出せますのは労働委員会でございます。労働大臣、あるいは労政局といたしまして、そういういろいろの相談に応じたり、アドバイスしたりするということとはございませうけれども、命令を出す権限はございません。

○森中守義君 ただ、積極的にそういう、ここで問題になったようなことをですね、関係の委員会等に意見を具申するとか、あるいはこの措置を要請する、そういうことはできるのでしょうか。

○政府委員（石黒拓爾君） 公共企業体等労働委員会等につきましては、これは独立機関でございますので、私ども干渉はいたさないことになっております。しかしながら、労使関係が円滑にいき、労働法の精神が生かされるということは、労働省として最大の関心事であり、そのために可能な限りの努力はいろいろの方法でいたしてはおります次第であります。

○森中守義君 そこで、この日弁連の問題はまだ内容的には非常に重要な問題がたくさんあります。この警告書及び調査報告書はあまりにも重要な問題がある。けれども、この内容に一々触れていると他の問題もできせんから、これについてはこの程度にとどめておきたいと思ひますが、要するに、この警告書、あるいは調査報告書というものは、人事局長の顔つきでは、これは公機関でないからこんなものが出ようと思ひとそんなもの知つたもんじやない、こういう顔をしてるわけですか。何か新聞ではそういうことを述べているね。きのうだったかな、北人事局長談というところで、何の拘束力もありませんよ、こう言っている。だが、私はそれ自体が問題だと思ふ。さっき私がしつこく労働大臣に、名譽なことなのか不名譽なことなのか、まあこういうことを実は問いたしたの、この扱いをどうするかという意味でもあったのです。この警告書と調査報告書を郵政省はどういうふうに扱いますか。人事局長が新聞で何か言つたように、法律的には何の拘束力もない、どんなことを言われようとこんなものちつとも問題にしないのだ、こういう姿勢で置き

ますか。それとも真剣に受けとめますか。どっちですか。

○政府委員（北雄一郎君） 勧告案が発表されました夜、各社から問い合わせがございました。全部電話によるものでございました。したがって、各新聞それぞれ若干まちまちであつたのではなからうかと思ひます。しかし、いずれの社に對しましても、こういうものは無視する、無視してもいいのだという一言も言っておりません。そういう腹もございませぬ。私が言いましたことを正確に申し上げるならば、まだ電話で聞いた段階で警告書を見ておらない、しかし聞くところによれば、この警告書の判断の材料になつた事実というものはほとんど全部が四十五年、四十六年当時、すなわち古い制度のものでありまして、時代のものでありまして、そういう時代、いろいろ組合でありますとか国会の御指摘を受けまして、それを改善しまして、去年の二月の終わりにから新しい通達によりまして新しい制度としてやつておる。新しい制度下においての問題点というものは、ほとんど指摘されてないよう聞いております。それがまあ第一点。

第二点といたしましては、しかし、警告書をよく読みまして、その中で耳を傾けるべきものがあるならば、謙虚に改善をしたいと、こういう二点を言つたのが正確でございます。したがって、郵政省としてそういう考えでおるわけでございます。

○森中守義君 いまの北人事局長のお答えでは、私のでは警告書と書いてあるが、どっちが正確かね。警告か、勧告か、正規なものはどういう言い方をしているのか。

○政府委員（北雄一郎君） 二、三違つことばを私使つたかも知れませんが、警告が正当でございす。いまもちつておるのは警告案というものを非公式にこちらから行つた、こういうこととあります。

○森中守義君 何、どっち、警告……

○政府委員（北雄一郎君） いま言いましたように

に、警告でございます。

○森中守義君 が正当。

○政府委員(北雄一郎君) はい。

○森中守義君 結局、これはこのまま放置すべきものではない。それと、すべてこの内容はいままでのものであって現在では違ふと、こういうことのないんだが、違ふないという事実を私はこれから言わなきゃならぬ。要するに、これは非常に貴重なものだ。だから、これは国家機関じゃない、拘束力がないという、こういうことでこの警告と報告書を放置すべきものじゃない。むしろこれこそ謙虚にこの警告書と報告書を受けとめて、新たな踏み台をつくるために、新しい政策展開を私はすべきだと思う。こういう意味で政務次官、この日弁連の警告書及び報告書を郵政省としてはどういうように扱いますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま森中先生も御意見として述べられましたように、この日弁連の警告書が正式に出ましたならば、決して私どもこれを放置する考えはございません。また、国家機関でないからどうでもいいとか、そういう考えは持っておりません。いまお話しのように、謙虚にこれを受けとめまして、内容をいさいに検討した上で、今後の労務政策上改善すべき点があれば十分取り入れてまいりたいと、かように考えております。ただ、局長も申しましたように、実はこれは四十五、六年のときの事例を取り上げられておりますので、昨年の二月の通達によりまして、新しい制度では、まあ大半改善をいたしておると、事務当局もその点は申し上げたとおりでございますが、そこで正式に出ますならば、慎重に検討いたしました結果において、いまの新しい制度とその運用の実態とを突き合わせまして、また詳細に御報告を申し上げ、御意見も承りたいと、かように考えております。

○森中守義君 いまちょっと違ふのは、この調査報告書の中で、「一九ページをあげてごらんない。アラビア数字の六項、「新通達(四七・二・九)以後の状況」というのが書いてある。

「新通達以後も、前項の基本的問題が解決されていらないことは、一、の二にふれたところである。申立人組合と当局の団体交渉の経緯をみると、むしろ、ブラザー制度を本省施策としていけば公認したことが、非対象局において類似の新入職員対策を採用し、あるいは非公認的であったものを公認化させ、しかも具体的な本省の指導がおよびにくいという結果を招来している。また、実態においても、たとえば大阪中央郵便局特殊部に配置された昭和四十八年度新入職員に対し、井上、山岡各課長代理らと指導員(ブラザー)富島充郎が交互に喫茶店で全郵政労組への加入を執ように要求するなどしている。」

まあこういうわけで、いままでは控え目であったものがむしろ公然と公認されたようなもの。のみならず、局部的に職員の定着化をはかるという趣旨のものが全面的に及んでいくという、こういう言い方をしているわけですね。だから、これは過去のもので、もういまは違ふのだということにはちつともならない。これは政務次官、注目すべき問題だと思ふ。

ですから、これは私は特に委員長に要請しておきますが、先ほど経理の法的根拠を調べて持つてこいと言ったのと同じように、新しい政策展開を意図するならば、その内容を委員会に提示してもらいたい、このことを吟味検討を加えて。そうしなければ、郵政省に、政務次官が言われるように、いままでとは違ふ、現状は変わっているということではこれは承知できない。これはひとつ委員長から、新しく政策展開をやるというならば、新しいものを持つてきてもらいたい、そのことをひとつ確認をしておいてほしい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 新しい制度は確かに新しい制度でございますが、ここにも指摘してありますように、まだ末端のほうにそれが正しく浸透していないという面もあるかと思ひます。これももちろんこの警告書が出ましたら、十分またできるだけ実態も調査して、検討させていただきたいと存じます。

と存じます。

第二点の、先生いま御指摘の、新しい政策展開としての制度の内容等は、これは資料として提出させていただきます。

○森中守義君 そこで、変わっていないという具体的な事例の重要な柱になるかと思ひますが、先月の十七日、このときの年金ストライキ、及び二十七日の大幅賃上げ等々の労使間の問題、俗にいう春闘の際における、郵政省あるいは労働組合に対し警察官が介入して、逮捕事件等が頻発をしているように聞いている。この状態について、警察庁、労働省及び郵政省にもあるようですが、この地域でどういうケースの事案があるか、個別にお示しいただきたい。

○政府委員(山本鎮彦君) 春闘の山場で四月十七日、全国の八十三拠点で二十四時間スト、二十四日には八十拠点で終日スト、二十六日から二十八日午前五時まで連続五十三時間のストライキが実施されたのでございますが、この際やはり県評、地区労等の応援を得て、全通関係で強力なピケが張られて……

○森中守義君 いや、局長全部だ。いま私、最初聞いているのは全通に限らないで……

○政府委員(山本鎮彦君) 全部でございませうか。——全部の資料はちよつと持つてきておらないでございませうが、郵政関係のだけ資料として持つてきておりますが……

○森中守義君 あとでまた言うが、わかっているだけ言ってください。

○政府委員(山本鎮彦君) それで、結局この間において各都道府県警察でそれぞれ郵政当局の要請で、二十一都道府県四十七局で延べ六十七回、人員にして延べ五千六百十三人の警察官が出動して、あるいは延べ五千六百十三人の警察官が出動して、あるいは延べ五千六百十三人の警察官が出動して、あるいは延べ五千六百十三人の警察官が出動して……

○森中守義君 警備局長、これは全通に限らないで、他の関係も、まあいま動員された数とか、そういうものは要りませんが、要するに逮捕した数、それから検察庁に送検をした数、あるいは拘留した状況、あるいは拘留しないままそのまま放したという例もあるでしょう。そういうものを全体的に、これで午前中終わらしていただきますから、午後大体そういうものを数字を拾つてみてくださいます。

それから、労働省ではこの数字をどういうふう把握されておりますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 労働省におきましては、逮捕者数等についての全国調査は行なっておりません。いずれしかるべき機会に警察庁から状況を聞きたいと思つております。

○森中守義君 これは、労働省はそこまで所掌の範囲として及ぶべきかどうかはわかりませんが、もし、やはり単にその種の逮捕事件等はひとり警察庁にまかしておいてよろしいというものでないし、やはり労働省は労働省なりにある程度の把握が必要だと、それを労働省でもよくひとつ關心をお持ちいただきたいと思ひますね。

それから午後、警察庁から出てはきますが、郵政省ではどういうような数字を把握しておりますか。

○政府委員(北雄一郎君) 警察官が出動された拠点、局数というのはただいまのところ把握はしておりません。逮捕者の数は六名というふうに把握はしております。

○森中守義君 どのことと。

○政府委員(北雄一郎君) しばらくちよつと……全部じゃないと思ひますが、記憶しておりますのは、小樽、松江、熊本、この三カ所は、はっきりいたしております。

○森中守義君 これは人事局長、政務次官も聞いてほしい。よけいなことだけれども、大体翌日委員会がある、質問が行なわれるというときには、所管の課長かだれかが、質問者いろいろな要綱を聞きにきますよ。それを言う言わぬはこつちの自由。けれどもね、大体委員会を円満に行なっていくためにおおむね大綱的なものは質疑者のほうで示すものです。私もそういうことを慣例にしてい

る。ところが郵政省の人事局の場合には、全然この問題を、おとといから私は通告してあるのにどういう質問の内容かなというのを聞きに来たこともない。来なくてもいいんだ。来れば迷惑でもある。けれども姿勢として、郵政省、それでいいのか。少なくとも逮捕者の数ぐらいいは。そこに魚津君というのはどれだ、いるのかね、そこにきているかい。

○政府委員(北雄一郎君) 参っておりません。

○森中守義君 だれかが、逮捕者の数ぐらいいは、ちゃんとこの問題出ることわかつているのだから、聞きにやたらどうかね。はなはだ国会の質問等に対して、事、労働問題になると、きわめて郵政省の姿勢は高い。気に食わないよ。たとえば保険とか、貯金とか、その他の事業部門では、必ず質問の要綱何でしようかと聞きに来る。労働問題、一ぺんも聞きに来たことないよ。まあ最近、私やめたこともないけれどもね。こういう重大な問題を、質問が行なわれるというのに内容を聞きにも来ない。迷惑はするが来たなら教えますよ。しかし、そのことは、聞く、聞かないという問題は、労働関係に対する郵政省の姿勢をうかがわせる。これが問題なんだ。政務次官、よく聞いておってください。労働問題対郵政省の姿勢を、そういうことの一端にのぞくことができる。どう思う、人事局長、そういうことはないのかね。非常に重大な問題だ。そこで、もういい、それは、姿勢を、そういうことで私はうかがい知ることができるといふことを、この際政務次官、大臣にもこれは言っておいてください。そういう郵政省の労働官僚なんだ。国会何するものぞという、こういう顔つきしている。官僚に至るまでそういう顔つきをしている。午前中、これでやめておこう。

○委員長(矢山有作君) 本件に対する午前中の質疑は、この程度にとどめます。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後二時一分開会

○委員長(矢山有作君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、労働問題に関する調査を議題とし、郵政省における労働問題に関する件について質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○森中守義君 午前中ちよっとお尋ねいたしました全通関係の逮捕者は、私の調べでは八名です。郵政省、間違いないですね。

○政府委員(北雄一郎君) 午前中六名と申しましたが、その後調べてみたら八名でございました。局名も三局申し上げましたが、そのほかに岡山県の西大寺の局がございました。

○森中守義君 岡山の西大寺二名が午前中入っていない。で、したがって熊本中央一、小樽二、松江貯金三、岡山西大寺二、これは正確だな。

そこで、厚生省見えてますね。ちよっとお急ぎのようだから、そちらを先に聞きますが、熊本中央郵便局の被害者と称される池永肇彦というのか、この庶務課長の被害状況を、逮捕執行の際につけられた診断書では、「治療三週間を要する、右肋骨肋骨骨折、離断の傷害を与えた」という診断書になっている。どういう症状をこれは示しておりましようか。

○政府委員(山口敏夫君) ちよっと専門的な病名の見解でございまして、政府委員からお答えさせていただきます。

○政府委員(信濃清君) 私も医者じゃございませんで、正確に申し上げられませんが、診断名から察しますと、肋骨の間に軟骨がございまして、それがまあ剝離をしたと、こういうような症状のようには伺ったわけでございまして。

○森中守義君 まあこの件は、理事の大橋先生がお医者さんですからね、いまちよっと聞きました。

そこで、私も実はその直後、私の郷里のことですから、帰っている間に聞いてみた。ところが、その「治療三週間を要する、右肋骨肋骨骨折、離断の傷害」ということでは大体どういう程度の苦痛を訴えるものであるのか、これが問題

だ。そこで、現地でいろいろと実際の状況を聞いて合わせてみた。また、これは写真もとってあります。で、これは、被害を受けたと称するこの課長は、被害現場から走って約百五十メートル近い郵便局まで何のへんてつもなく正常な状態で帰ってきている。で、帰っていつて、各局から応援に来ていた者の指揮に当たるとか、まあ通常の任務を正常に行なっている。むしろ翌日も同様であった。ただ笑えない事実なのは、翌朝、勤務時間になつて大ぜいの人が見ている中で、大体まあ右なんですね、ほんとうならば苦痛に耐えられぬと思う。それなのに、正常に右手をこすりやうていろいろ支配をしているものだから、はたで見ていろいろいろな人たちが、課長、あなたはそれは右のほうが悪いのじゃないかと、こう言ったところが、あわてて右をこすりやうて左手で仕事をやり出した、こういう話なんです。そこで、私はあとで熊本地検の――法務省は見えていますか。――熊本地検の次席検事と加藤という検事に会ってきた。とい

いますのは、書かれた診断書に疑いがある。というの、当該郵便局である熊本中央郵便局の直近の場所には大野病院というのがある。この大野病院というの、熊本郵便局の指定医ではないけれども、常時交通事故等でお医者さんのほうに患者を送っている。そういう開業医と郵便局との因果関係がある。そこでつくられた診断書である。実態はかなり違っている。であるならば、警察が要請をした逮捕状、しかも逮捕状につけられた傷害これには信憑性がない、であるとすれば、たとえは重症患者等はAなる医者の診断にとどまらないうで、非常にむずかしい場合には、他の医者を立ち会わして臨床診断が行なわれる、こういうのは一般的に医者の間の常識になっている。

〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕

よつて、この事件の一つの主要な要因にしている診断書については信憑性がないから、郵政省職員が診断を受けるべき機関は通信病院というものがあ

ておりますから、ここに当然検察当局はこの診断を仰ぐべきであらう、そういうふうに慎重な扱いをしなければぬれざるを要することになる。で、しかも、この状態というものは、現行犯として逮捕されないで、――現行犯だとは言ったらしい、けれども現行犯として逮捕しなかった。逮捕しなかったというの、現行犯としての逮捕の要件がなかった。一晩明けて翌日午前八時ぐらいに逮捕執行に行ったらこういふわけだ、その間にこの診断書がつけられたということなんです。で、そこで、厚生省の場合には、開業医というものの、医者のモラルというものは一体何なのか、はなはだ私は疑問がある。ですから、厚生省は大野という病院はちゃんとわかつておりますから、この診断書についてはどうなんだということを調査してほしい。やつてくれますか。

○政府委員(山口敏夫君) ただいま先生の御指摘になりましたような事件の背景というものにつきました。当然そういうふうな問題あるうと思

ておるし、ぐるになっておる、こういう言い方をしてもしかたがないんじゃないか。こういう意味であまり言い回しは適当でないけれども、真偽を確かめるということについてはちゅうちょすべきではない、こう思うんですよ。やってみませんか、やるべきですよ。

○政府委員(山口敏夫君) 先生が御指摘いただいた点の意味は十分私自身も理解しておるところでございますけれども、やはり事件の経緯とか、あるいは状況等を考えますときに、医師の診断書に対する信頼性を厚生省が判断せよという厚生省に対する一つの審判官としての権威をお認めいただける点につきましては、たいへんありがたいわけでございますけれども、あくまで事件の経緯の中で、いわば訴訟といえますか、一つの刑法上の問題の中で争われておる非常に微妙な問題でございますので、非常に微妙な事件の経緯や内容を含んでおりますので、当然捜査やあるいは事件の発展の中で、厚生省がこの問題あるいは事件を一そう明確にするために、司法当局なり警察当局なりの協力依頼というものがあれば、これはもう行政的あるいは法的な手だては別として十二分な協力をするということは当然のことだと思っております。しかし、たまたま一つのその診断書をめぐりまして、こうした刑罰的な事件への発展ということでございますから、やはり私はむしろ厚生省が確認するということの当事者間における一つの問題提起なり材料提起よりも、やはり事件の発展の中で、いわゆる法的な、あるいは刑罰的な問題の中で、厚生省のしかるべき立場、時において役割を果たすというこのほうが明快ではないかというふうに思うわけでございます。

○森中守義君 いや、だから、それはもうさっきから言うように、そのことが要件となって立件されるかどうかという問題なんだから、疑いがあるという場合ならば、それは厚生省はどういう場合でもやれるんじゃないですか。どうしてもだめですか。——できないというじゃあ根拠を示しても

らいましょう。どうしても法廷の争いに応じて、その医師がにせの診断書を書いたとか、そういう断定的なときに初めて措置がとれると、こういうようなお話のようですけれども、大体かねがね厚生省で聞いているのは、人間のからだなんていうのは、病気になる前に予防措置が大事だと、こういわれておる。事件だってやはり予防しなければいけませんよ。つくられる事件を、一通の診断書に根拠があるとすれば、これはやはり事件も未然に防ぐべきじゃないですか。またそういうことが医師の社会的な信用を失わしめるといううなことは逆ですよ。このまま温存しておけば、その医師はかえって信用を失う。反対じゃないですか。ですから現行法上できないというならば、できないという禁止事項をひとつお示しください。

○政府委員(信澤清君) 政務次官からお答え申し上げます前に、やや事務的なことについてお話を申し上げたいと思いますが、ただいま御指摘になりましたような問題、確かに私もよく考え自身はそれとおりだと思っております。ただ問題は、私も自身に、かりに医師法違反等の事案がありました場合に、捜査の権限というものはございせんこととは、これは先生御承知のとおりでございます。したがって、私もそういうような事態が起きま

した場合にはやっておりますのは、あくまで指導なり、いわゆる行政的な、一般的な調査と、こういうことではないとおるわけでございまして、違法であるかどうかというこの、いわゆる捜査の問題は、それぞれの司法当局なり何なり、警察当局なりにお願いをいたしておるわけでございます。そういうような意味で、法的な権限というふうにおっしゃられますと、いろいろむずかしい問題がございますが、先ほど来政務次官が御答弁申し上げておられますのは、このような問題の起きました場合に、厚生省として、お話のございますように、医師のモラルを高めるためにその状況がどうか、あるいはその是正のためにどういう指導をするのか、これは当然やるべきことだと

思います。ただ、先生のおっしゃっておられますように、すでに事柄は捜査の段階に入っているわけでございますので、お話しのように、この一枚の診断書が、これだけが根拠かどうか存じません。存じませんが、お話しによりまして、これが一つの有力な根拠となつて捜査の過程に入っていると、こういうことでございまして、いわば捜査の過程の中でお話しのような疑いがあるならば、当然捜査当局が他の医師の診断を求めるであろうし、そういうことでものごとを処理するほうが事柄の筋道としては適当であろうと、こういう趣旨のことを政務次官から申し上げているわけでございます。

○森中守義君 そうだとすれば、できないという現行法上の禁止事項はやれるということでしょう。やれないという根拠はない。やつてもいいということなんですね。首かしげているが、やれないならば何条の何項によってそれはできませんと答えてもらいたい。

○政府委員(信澤清君) むしろこの種の問題について行政権限をもって調査をいたしますには、法律上の根拠が必要だというふうに私も考えておるわけでございますが、その意味で、法律上の根拠がない、こういうふうに私も理解しているわけでございます。

○森中守義君 それはね、根拠がないということはおおむねこういうものが実際の医療上想定されない、予定されていないという意味でもあらうと思う、私の常識的な判断では。そこで、予定されていないことがあつたら私は言っているんだから、だから法律上根拠がなければ、やろうと思えばできる。やらないと思えばそれもいい。いずれでもできるんじゃないか。だから、この一通の診断書がどうなのかということによって捜査は変わってくるんですよ、むしろ捜査を行なわしめる要件をこの間違つた診断書がつくっているわけだから、捏造しているわけだから。そんな大ごとまでも医師にやらしていいの。だから、そういう捜査をやらなくてもいいように、最も正しい診断を

下すようにしたらどうなのか、こう言っているわけですよ。

そこでね、これはまあそういう法律問答やつてもしょうがないんだが、端的な言い方をすれば、一ぺん大野病院に問うてみたらどうですか、ほんとうなのか、と。国会でこれだけ議論しているのを、やれませんか、できませんと、ここで遮断されては困る。だから、それが公式であるのか非公式であるのか、それは厚生省の随意の判断でよろしい。しかし、この診断書の真否については何かの方法で問うてもらいたい。そのくらいのことでは

○政府委員(山口敏夫君) 当然、こうした一つの診断書をめぐりまして大きな政治的な問題にも発展し、また社会的な内容も含んでおるということでございまして、まあ厚生省の立場といたしましては、大野病院に對しまして、どういふ経緯に於つたのかというふうな、一つのこの患者さんを診断した経緯につきましては問いただしてみるということはやぶさかでないと思うわけでございまして。それは、ですから、先生の御指摘のように、そうした一つの問題の経緯を厚生省の立場で踏んでみたいというふうに思います。

○森中守義君 ちよつと後段よくわからなかった。

○政府委員(山口敏夫君) ですから、こうした一つの問題の中に、厚生省として大野病院に對しまして、患者さんを診察をした、またその後の経緯、診断書に対する確信を当事者の医師に聞いてみるということはやぶさかでないということでございます。

ただ、先生から御指摘ありましたように、診断書が全く捏造されたものであり、これが正確なねじ曲げられたものであるということは、これはやはり刑法上の問題でございまして、厚生省のほうとして、これをどうのこうのするということとは、その結論のあとの行政処分になるわけでございまして、私どもはやはり医師の良心に基づいた診断であるべきであるということとは当然の結論

だと思ひます。

○森中守義君 それじゃもうよくわかりました。ぜひその結果を、まあ公式、非公公式どちらでもいい、私の耳まで入れてもらいたい。どうぞお引き取りを。

そこで、法務省の場合ね、いま事案の一つのポイントがそこであつたので、お聞きのとおり、そこで、熊本の次席検事と加藤検事は肯定せず否定せずという意見なんです。ですから、私は熊本の次席検事と加藤検事に申し上げてきたのは、非常に背景をなしている問題が問題である。しかも善良な一人の国民、郵政省の職員を立検するかどうかという非常に重大な問題だ。私をはじめ他の多くの者は、そういう意味でこの診断書に信憑性を持っていない。ところが、おおむね戦後におけるこの種労働問題に関する傷害という名のもとに強制捜査を受ける、送検をされる、争いに発展するという場合、添付された診断書というものはつくられたものが多い。あえて私はそう申し上げる。ことに今回の場合、警察当局と被害者の間の話であつたのか、あるいは郵政当局と警察当局が協議をこらしたのか、少なくとも一晩、中に置いた十数時間の経過があるわけです。私は、午前中から申し上げているように、多少類推が過ぎるかわからないけれども、いままでのような、今日のような郵政省の労働対策からいくなれば、あり得ると、これは、そこまでもきわめて悪意に満ちている。これは政務次官や人事局長が何と抗弁しよう、と、ある。この事件の場合もそういう気がする。よつて、検察当局が警察からのこの種問題についての相談を受ける、送検をしてきたというような場合に、ことに開業医の単数の診断書によつてもその処理をなさるといふことは、人権擁護という立場からいってあまり好ましいと思ひません。であるとするならば、二名以上の医師の診断もしくは公的医療機関の診断、こういうものを現行法上求めているかどうか。求めているとするならば求める方向にいくべきであらうし、あるいは実際の取り扱ひ上も、警察から持ってきた場合、その

医師を信用しないというわけないけれども、より慎重を期すために、少なくとも複数以上の、あるいは公的医療機関の診断書も添付を求めるような、そういう措置はできないものでしょうか。

○説明員(徳谷利幸君) 御指摘の点でございますが、刑法上傷害罪が成立するかどうかという問題につきましましては、実際に暴行なり何なりがございまして、それによつてけがを受けたかどうかという点が一番一つの大きなポイントになるわけでございします。したがいまして、事件が送られてまいりましたときには、検察官は傷害の有無という点を特に重視いたしまして、慎重な取り調べをするというのが原則でございます。したがいまして、事件に添付されております診断書の内容等、特に慎重に吟味する、事情によりましては、その作成に当たりましたお医者さん等、あるいは関係者等につきましまして、事情を正確に聞くというようなことをやつておるわけでございします。本件の場合にも三週間の傷害ということであり、証明がきちつとむずかしいようなこともあつた点も考慮されていと思ひますが、慎重に診断に当たつたお医者等も調べておるといふ報告を受けております。

それから、ただいま御指摘の複数の医師の診断書をつける問題、あるいは公的な信用性の高いお医者さんの診断書をつけるようにしたらどうか、こういう御指摘があつたわけでございしますが、事案によりましては、もちろんそのような配慮を従来もとられておるようには承知しておりますし、またものによりましては、そういう適当な方法を講ずることが望ましいであらうというふうに考へるわけでございします。本件の場合にも慎重にこの辺を調べておるといふ報告でございますが、まあ資格のございますお医者さんが診断をされて出されたものにつきましましては、一応どういいますか、信用性があるというたてまで見ますけれども、もちろん内容、その他状況につきましまして、詳しくかつ正確に調べるということとは当然であらう、こういうふうな思つております。

○森中守義君 それでは、概念としてはわかりま

した。それで、具体的にこの事案については何か検事のほうに担当の医師を檢察庁に呼んだという話は聞いておる。しかし、私が後段で申し上げたように、他の医師の再診断というところまでいったかどうか、これ、よくわかりません。しかし、まさか自分で診断をし、診断書を書いた医者が、あれは誤診でした、郵政省に頼まれたから書きましたということは、これは言わないと思ふんですね。そうであるならば、距離的にも熊本の地検と通信病院は近いところですよ。ですから、もう一回担当の検事なり熊本の次席検事なりに、より慎重を期すために、幸いにして熊本には通信病院もあるんだから、そこでもう一回診断をやり直してみたらどうだろう、こういう助言はできませんか。

○説明員(徳谷利幸君) 具体的な事件の捜査につきましまして、直接的にどうこういふことはいかがだろうかと思はれるわけでございしますけれども、先生の御指摘の趣旨はよくわかりましたので、何といひますか、慎重な取り調べが行なわれるように私どもも期待し、また現地のほうにさような意向を伝えたいと思ひます。

○森中守義君 そこで、じゃ、その診断書の問題は、一応一件落着きじゃないけれども、おおむねそういう趣旨に沿おうという厚生省、法務省の御意向ですからその程度にしておきましょう。

そこで、次の問題は、要するに強制捜査をや、あるいは送検の意味がない、にもかかわらず検事勾留をやる。そこで、弁護士が準抗告の申し立てをやる、勾留開示裁判要求をやる、しかるに勾留開示の裁判の前に釈放した。出したところがその二、三時間前に釈放している。そこで、私は弁護士といふいろいろ相談をしたんですが、どうも理解ができない。勾留に値しない。つまり診断もこれはあぶない、実害傷害というものは該当しない。あるいは公務執行妨害というんだが、何も郵政省の建物、管理区域でない、そういう状態ではたして公務執行ということが要件として成立するかどうかともわからない。にもかかわらず、勾留を

やつた。そこで、勾留開示裁判要求をやつたところが、釈放してしまつた、こういうことなんですよ。勾留して取り調べをしなければならぬような要件があつたればこそ、逮捕状を出し、勾留したわけですからね。それならば勾留開示裁判に正々堂々となぜ応じない。ここに非常に疑問がある。まあ大体在来、この種捜査問題で勾留開示裁判をやつて、その裁判の論争により結論を得て釈放する場合これはある。勾留開示の裁判をやらないうで放したという例はあまりないですよ。そのことの根拠を考へていけば、理由もないのに逮捕した。理由もないのに送検をした、勾留したというようなことを弁護士と私は実は話し合つたわけなんです。こういう経緯については、法務省はどういうふうにお考へになりますか。

○説明員(徳谷利幸君) 本件につきましては、四月二十九日に送検になりまして、三十日に勾留請求をして、五月の四日に釈放になった。その間約六日間取り調べが進められておるわけでございします。捜査を行ないますときに身体を拘束してやるかどうか、在宅で調べるかどうかということは非常に重大な問題でございまして、できるだけ在宅でやるというのが捜査の原則になっておるわけでございしますけれども、本件につきましては、犯行の状況その他を勘案して身柄事件ということになつたようでございします。そうして、身柄を受けましてから数日間取り調べをしたわけでございします。その間に本人その他の取り調べがなされたようございまして、四日に至りましてこれ以上拘束して調べる必要はない、こういう判断のもとに釈放したように報告を受けております。その後は在宅で引き続き取り調べを行なうということになつておるわけでございします。

○森中守義君 これは裁判官の勾留決定、それ自体が非常に簡便に行なわれておりますね。いつの場合でも。私は当初からこの問題に対する弁護士がいろいろ協議をしたがらやつておるんですが、接見禁止までやつておる。接見禁止ということとは、一体どういう性質のものですか。まさにこれ

は重大犯。こういう意味合いのもとに接見禁止というものが行なわれている。接見禁止までもして勾留したのに、勾留開示裁判を要求したところが、直ちに釈放する。まさに意圖的じゃないですか。当初から身分は国家公務員、その実家も家人も周囲のものも、何も逃亡するようなおそれもない、心配もない。同時に、証拠隠滅という話もあったようです。ところが、証拠が隠滅されるような証拠というのはないんですよ。事件の概要を御存じですか。だれでも出入りできる、つまり、市民のいこいの場である公園ですよ。この中で、片や団体側は約八百名、片や郵政の管理者諸君は課

長以下五名ぐらい、熊本南警察署の何某という公安課長以下公安課員が四名か五名、そういう中で、接触をしたのかしなかったのかというこれだけの実は問題。たとえば、物件として、証拠、何がありますか。隠滅できるような証拠としないのは何もない。ここにも、勾留して捜査をしないければならぬ、供述調書をとらねばならぬという理由はないじゃないですか。だから、勾留自体が間違っている。それを地裁の判事、地裁というか、これは家裁のようでしたね、熊本の家裁の判事というものは、いと簡単に勾留許可を与えた。物件が隠滅するとか、逃亡する何のおそれもない。むしろ、片や団体側は、みずから進んでこの正否を明らかにしたい。何びとといわず、積極的に捜査に協力する。捜査に協力ということは、つくられた事件——郵政省と警察がつくったようだ、この事件は。そのつくり上げられた事件を、社会正義の名において許せない、こういうことで、団体側は、だれでも進んで証人に立ちましよう、あるいは参考人として出頭しましよう、こう言っているんです。隠滅される証拠も何もないんですよ。

だから、判事の勾留認可があまりにも事務的過ぎる、また、検察庁の取り調べも、いまの診断書も同様、警察から持ってきたものを、書類と身柄をそのまま受け取って、さあ入っておれ、二、三日冷たいところにおつたがよからうと、こういう

ようなことでは、はたして日本の檢察行政、司法行政というものがこれでいいのかどうか、非常に大きな疑問がある。その辺に、勾留開示の裁判を待たないで、広く根拠がない、少なくとも脆弱である、理由のない逮捕をした、理由のない勾留をやった。それが公開の法廷において勾留開示の裁判をおそれたがゆえに出した、こう私は見ているんです。いまだ少し慎重であるべきだと思います。

この事案の一連の流れを法務省は十二分に検討されているかどうかわかりませんが、私が申し上げる意図からいまして、どういう判断をされますか。

○説明員(俄谷利幸君) 先生の御指摘されるところはもつともでございますが、檢察官といましては、事件を公平な立場で厳正に正確に調べるといふことをモットーとしておりまして、本件につきましても、その立場でやられたものと思っております。数日間取り調べをすれば、大体の調べが必要、身柄を拘束して取り調べなければならぬことは、大体事案によりましては終わると思われるわけでございまして、本件につきましても、捜査の観点から見まして、今後は在宅にしてよからうと、こういう判断で釈放されたと、こういうふうに理解しておりますが、御指摘のように、捜査にあたりまして、国民の基本的人権を尊重するという点は、従来もちろん重大な配慮をしておると思えますけれども、今後さらに注意するようにつとめたいと思っております。

○森中守義君 接見禁止という場合には、被疑者に対して、どのような根拠のもとに接見禁止をやるんですか。

○説明員(儀谷利幸君) これは刑事訴訟法にその接見禁止の規定があるわけでございますが、証拠を隠滅する場合等には、裁判官の接見禁止決定を求めて決定がされるという場合に、弁護人以外の関係者との面接等が禁止され、また、場合によりましては通信文等の往復が禁止されると、こういう内容になるわけでございます。

○森中守義君 先ほどの答弁で、より慎重を期し

ていきたい、こういう御答弁でもけっこうですけどもね、一応具体的に事案を提示しているわけですから、いまだ少し熊本地裁あるいは地検のほうにこの真相を把握してもらいたい。同時に、その辺、私が言うようなことがもし法務省としての確に把握されたならば、これまた、他のものと同じように、この委員会に経過の報告を求めたいと思います、できましようか。

○説明員(懷谷利幸君) 熊本の地方檢察庁におきまして捜査がさらに慎重に進められるというふう
に考えておりますが、その処分が出ましたならば
御報告したいと思っております。

○森中守義君 いや、これはね、処分が出てからじゃ困るんです。要するに確定に至るまでに問題がある、と、こういうわけですから、その辺を調べてもらいたい、と、こう言うんですよ。もう処分決定は、何もお聞きしなくても、熊本でもわかることです。ですから、決定された処分は必要ありません。経過を、ずいぶん問題が多いので、その経過をひとつよく調査してもらって、勾留に値したのか、なぜ勾留留示裁判を回避したのか、そういうことなんでしょう、その診断書も含めましてね。そういう意味で把握できたならばお答えいたしたい、と、こういう意味なので、ちょっと答弁の趣旨が違っております。

○説明員(懷谷利幸君) 具体的な事件の捜査が行なわれております場合にその内容を逐一御報告しろということとございましたら、これはちよつと、捜査密行の原則と申しますか、関係者その他の名譽等にも及ぶこともございますので、その点のはいかがかと存じますけれども、捜査が終わりました段階におきまして、可能な範囲で答えられますのではないかと思っております。

○森中守義君 言われる意味はわからぬでもないけれども、事件の本体を私は言っているんじゃない。判検事の扱いの問題ですよ。それも捜査の範疇に入ると言われるなら別なんです。でも少し軽率ではなかったのか。あるいは、意図的に労働問題を、裁判所も検察庁も、一つの縦の線から

流れたものとしてやつてきたのではないかという疑いがあるものだから、その扱いに問題がある。扱いを教えてください、こう言うんですよ。

○説明員(俄谷利幸君) その問題につきましては、こういう争議関連事件とか、こういう背景のございます事件につきましては、檢察官は特に念入りに慎重にかつ公平にやるとというのが従来のたてまえでございますし、私どもそういうふうに行なわれておると思っておりますが、この事件につきましては、まあ内容を一々ということはできかねるかと思いますが、先生が御指摘の点は、伺つて歸りまして上司とも相談いたしたいと、こういうふうに思っております。

○森中守義君　警備局長、警察官が、こういう勞使問題はもちろん、あらゆる捜査等に当たる場合に、あまり詳しく警察官の職務執行法などを勉強しておきませんけれども、たとえばある特定の場所に特定の当事者が対峙をしているというふうな場合、警察官というのはどういう態度であるのが正しいんでしょうか。今回の場合には、警察官は正しく厳正公平な立場を失っているんじゃないか、公序良俗に反するような措置をとったのではないか、こういう疑いが非常に濃厚なんですがね。そういう原則というか根本というものはどういふことになつておりますか。

○政府委員(山本鏡彦君) 労使の紛争その他については警察としては関与しない、中立的な立場であるという、これは大原則でございますが、今度の場合、——いまお話しのアった場合ですが、これは午前中にも、ピケを排除するというような形で就労しようとする者が入ってくる、これをまた阻止するというような形で、三回にわたつていえば混乱が起きているということは御存じだと思ひます。その過程で、若干の者がけがをしておるといふような情報もある。それで警察の部隊が出勤しておるといふような前提があるわけですね。

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕

したがつて、当日午後四時半ごろ、郵便局の床蓐課長が集まっている人が解散するところへ

行って、局長の命令で、今晚ここにいる就労する者十数名ですね、十五名ですか、これはぜひ就労してほしいというのを局長名で伝えるという形で局から出ていったわけですが、その際、午前中からの経緯で南署の公安課長が付近におつて、庶務課長が自分はいくつかそういう形で行くんだというふうな話をして出ていったのを見て、そして向こうに、五百名です、先生さっき八百名とおつて向こうに、五百名ですが、まあかなりの人が解散集会をやつておる、そこへ数名の管理者が行つて就労しなさいというのを言つたりあるいは告示したりするということになると、午前中のまだ興奮がさめやらないので、いろいろなトラブルが起るかもしれないというところが、これは当然予想されるわけでございますので、警察官としては、犯罪の予防、鎮圧、そういうような責任があるものでございまして、あとからいけばついていてそういうような状況をよく見て、そしてもしトラブルが起るようなことがあればこれを制止する、適切な措置をとると、そういうようなことを考えて、職務上の任務に目ざめて、公安課長が、若干の私服がおりましたけれども、その現場に行つたと、こういう状況でありまして、しかも、それが私服でございます。したがつて、そういう八百名もおり、こちらが五、六名という中へ、四、五名の警察官がいれば付近におつても、それが労働運動を直ちに抑圧するとかそれに影響を及ぼすと、そういうことはなし、またその警察官もそういう意図は全然ない、いま言つたような過程で、何かトラブルがあつちや困るといふようなことで行つたといふふうに承知いたしております。

○森中守義君 これは大筋においてはそういういきさつではあるようです。しかし実態においてはだいたい違ひます。熊本の県議会でも、県警の本部長と社会党の議員との間にだいたい応酬があつたようです。そこで、これは私も正確に、県会の議事録を持つてきておりませんが、熊本の県警本部長は、警察官というものはいかなる場合でも市民生活に介入いたしません。そういうことは許され

ないと。何か、物理的に当事者がいるような場合、目に見えないところで見ておくべきものなんだ、しかも、それはできるだけ視野の広いところを選定をしていくべきものであつて、みずから姿をあらわすべきものじゃない、こういう言い方をして、それは明らかに内部問題です、こう言つてゐるわけですよ。つまり、南署の何某という公安課長の処置は、これを妥当であつたという認定をしなかつた。これは私は一つの良識だと思つた。ただ、内部問題ということにはさういふ抵抗を感じます。警察内部の問題であつたにしても、そのことが当事者に何らかの心理的な物理的な影響を与えたということになります、これは種々かでない。そこで、いま局長が言われるように、三回の集会をやるまで異常な興奮状態があつた、何事か起りしなかつたかという懸念は私はまさに過剰な懸念である。今日の労働運動あるいは労働組合というものをそういう見方をすべきじゃありません。私がじかに当事者から聞いた話では、南署長及び公安課長が、なるほど、現場におつた、機動隊も出動してゐる、これは警察がみずから出てきたのか郵政省が要請して来たかということ、さきよりは時間がありませんからこの次にいたしましければ、とにか、組合が来ない前に機動隊は配置しておつた、こういうことなんです。それで、片や説得工作をやる、片や就労させようとするという、なるほど、二、三回こうやつたのは事実のようです。しかし、最終的には、公安課長が組合側の指揮者に対してこれはよかつた、と、何事も起こらずにたいへんけつこうでしたと、実はこう言つてその現場を別れておる。ここが大事なことです。そこで、八百名の諸君に片一方側の最高の責任者であるものが、皆さん御苦労さまでしたと、そう言つてあいつをしてほし最中らしい。そこに、郵政省開いておつてほし

きなハンドマイクでがやがや言うこと自体は就労を促そうという意味にはとれません。私はそう思う。また、そういう判断をすべきではな

○政府委員(山本眞彦君) 私、よく現場の者に話を聞いたんでございしますが、それによりまして、さつき言つたように、庶務課長が入つてきたといふことで、数人の者が行くので自分もあとから行つた。そして、なかなか場所がないのでよく見通せる場所で見ようというので右へ行つたり左へ行つたりしたと、移動しておつた、本人は。たまたま管理者の前に行つたときに写真をとられた

と思はれる。しかし、そこにずっといたわけじゃないんで、非常に見やすい場所、全体を見通せる場所をさがしながら右、左に動いておつたと、たまたままん中へ行つたときに写されたんじゃないかということで、決してその前に立つてがらばつていたわけじゃないというふうな報告が来ております。

○森中守義君 それはなかなか私の問いに対して、さうだとは言ひ切れないでしょう。けれども、これはさきようが終わりでないんでね、あとでまた少しお尋ねしますが、この情景からいけば郵政の当局側と一緒に、この先頭が公安課長、この状況判断からいけば、あなたの言われること現地で報告したのとは全く違う。そんな狭いところじゃありませんよ。しかも他の公安課員は全部腕章を巻いておつた。腕章を巻きながら後方におつた、こう言う。この公安課長最初からこらして。むろんこれは場合によつては委員会の決議に基づいて現地の調査等もいたします。同時に、現地の一方的なそういう報告で国会で答えてもらつても困ります。これはやっぱりものごとには、しかも治安の任に当たる当局では、さつき局長が言われるように、あくまでも中立、あくまでも厳正公平だ。市民生活を守る立場にあるわけですからね。いんやむずかしい労働使間にもみずから介入するといふことは許されませんよ。しかし、介入してゐる。郵政当局に手をかしてゐる。手をかしてゐるというところは偶発的に、偶然的に、こういうことじゃない。おそらく、全国的に今回のこういう一つの紛争に対して警察はどういう措置をとるのか。郵政とくわめて綿密な連絡がとられておつたでしょう。その証拠に捜査情報班というものがある。これは新設をされておりますね。かつて捜査情報班で聞いたことがない。こういう特殊な任務まで持ちながらやつてゐるわけだから、現地の報告では承知いたしません。調査やつてもらはなさい、全然実態は違ふといふことなんです。いかがでしょうか。

○政府委員(山本鎮彦君) 何回も申し上げましたように、管理者が行くというので何かまたトラブルを起こしちゃいかぬというのでその課長は自発的に行ったわけでございます。決して郵政当局と打ち合わせたりしたわけではございません。それから腕章をつけたまま暴走して、その管理者に飛びかかってきて胸を押えると、両手で胸を突くというふうな行為があつて、それで自分としては職務を執行する上にはつきりした形をとりたいというところで腕章をつけてその被疑者を逮捕しようとした、まあそういうふうな聞いております。○森中守義君 ちようどお許しくださいました時間十分ほど過ぎて恐縮です。それで終わります。それで、この問題はもっと内容的にかなり突っ込んでお尋ねをしないと解明できません。そこで、警察庁はいまの真相をもう少し克明に現地の事情を調査してもらいたい。それを次回にここに報告してくだされい。

それから郵政の場合は、時間ありませんから問題だけ提起しておきますが、写真として——郵政の、九州郵政局から熊本中央郵便局に派遣をした者は、つまり業務確保という意味で派遣をした者はだれとだれで何名なのか。県内もしくは県外の郵便局から熊本郵便局に業務確保という名のもとに動員をしたのは何名なのか。それら応援に回した管理者諸君は郵便、保険、貯金、庶務、会計、ちようど、つまり業務応援にどういう配置についたのか、この資料を出してもらいたい。

それから九州郵政局から応援に来ている第二要員係長の池上某、この人物は何か特定の任務を与えてあつたかどうか、すなわち具体的に言えば、全郵政の組合員、いいですね、それから他局から応援に来ている全郵政の組合員、あるいは総同盟の組合員、ちようどいう集団、その集団の形態というもの、鉄かぶとをかぶり、ヤツケを着、登山ぐつをはいて、組合旗を立てて、宣伝車を持つて、熊本市の市民会館から熊本中央郵便局に至る距離をデモ行進をやるというちようどいう許可をとった。その隊伍の先頭に立つて説得に当たつて、ストライキに参加してくれよと説得に当たつて、全通の組合員に体当たりをしてきた、その先頭に池上という第二要員係長は立っているわけですから、この集団、その中にまじっていた少数の全郵政の勤務につくべき者、そのような者が先頭に立つて説得を破ろうとした、明らかにこれは就労の意思ではなくて集団の行動でしょう。そうならば九州郵政局長、郵政局の人事部長と全通の九州地本の中にかかわられている、完全に合意に達していたということではないようです。それにも意向調査をやっている、意向調査をストライキに参加する、しないという意向調査を郵政側はやつたようですが、意向調査に対して、いや、私は就労しない、就労するという意向調査がある。就労するという人に対しては、どうしてもストライキに参加できないならば、その人は力によってこれを制止することはいたしませんと、ちようど約束がある。それを池上君というのはデモの先頭に立つて説得の側に体当たりした。この人物に特別の任務を与えてあつたかどうか、ちようどいうことを次回にきちんと資料を出してもらいたい。

いま一つは、午前中の問題ですが、ブラザー制度を採用する、その後、今日に至るまで単年ごとに計上した予算、執行した予算の総額、証拠書類、各当該の地方局に令達をした予算、ちようど内容でできるだけ詳細に御提出をいただきたい。以上、資料の要求を求めて、たいへん時間が長くなつてすみませんが、この次ひとつまたお願いするようにして、きようはこれで終わります。郵政に、資料出せるか、どうか。○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまの森中先生の資料の要求につきましてはできるだけ詳細なものをできるだけ早い機会に提出させていただきます。○大橋和孝君 だいぶ時間が過ぎておるようでございます。それから、郵政に、私、問題点だけちようど御質問させていただきます。先ほど森中委員からお話がありましたその答弁

の中に、一人について月額千円ずつをやつておるといふ答弁がありました。これは一体何人ぐらゐに与えられるか、総額何ぼになるか。新旧両方のトータル、これを分けてひとついたいただきたい。それから、時間がありませんから、これはひとつ資料としてもらいたい、その点どうですか。○政府委員(鬼丸勝之君) 承知しました。○大橋和孝君 よくわかるように正確にひとつ出してもらいたいと思ひます。

それからもう一つお尋ねしたいのは、先ほどからも多少話が出ておりましたが、このブラザー制度についてありますが、郵政省はこれは、職場のリーダーとか、いろいろ言つておられますけれども、このブラザーの委嘱の発表が行なわれておるわけでありまして、これには非常な局長の不当な姿勢を端的にあらわしているものと、私どもいろいろ調査をした上ではそう感じているわけであります。特に、四月の二十一日に委嘱が発表されましたけれども、この人員は全員が第二組合の人であつて、その二十一名ですかの新規採用者に全部この第二組合員の職場の年長者——この年齢の云々というこゝもいままでの話し合いの中にはありましてけれども、非常にこの年長者の人があつたりといつておる。それでやつておることは、組合の差別をしないと言つておるのかかわらば、年齢なんかでも比較的接近した三年—五年の人をつけるといふ話し合いがあつたにもかかわらず、非常に年齢の多い人をブラザーとして任命しておる。特にまたそれが二組合の人ばかりである。一組合の人もおるのに二組合の人だけになんか限つておつておるのか、これを見ますと、非常に私は郵政省のやつておるやり方には偏在した考え方があつて、やはり組合員に対する、活動に対する介入にもなつてくると私はどうして断ぜざるを得ないわけでありまして、私も調査を今度は六局なんかやつておりますが、東京郵政局の中へ見にいって、あまりにも驚いた状態でありまして、これにつきましてはどんなふうな見解

を持つておられますか。○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま大橋先生の御指摘の点は王子郵便局の例ではないかと思ひますが、これは確かに御指摘のように、どうも極端な指導員の任命をしておるということを率直に私も認めますので、これは、郵政省といたしまして是正をいたすように目下考慮いたしておるところであります。

○大橋和孝君 これは、江原局長ですか、これのやつておる行為というのは明らかに違反だと思ひます。これは非常に悪い行為だと、ちようどいう者に対して、それだつたら郵政省としてはもう処罰せなければいかぬのと違ひますか。ちようどいう間違つたことをやつておるのがこれが不信感を買ひ、あるいはまたいろいろ間違ひを起こしているものであつて、私はこゝへ行つて局長にも会つてまいりましたけれども、その態度を見て、ちようどいうのが郵政省におつたとしたならば私はこれからいろんなトラブルは絶対に解決せぬとちようどいう感じがしました。ですから、ちようどいう行為、間違つた行為があるわけですから、これに対してちようどいさげしき違反を追及をして、しかるべき処置をされてもらつていいですか。

○政府委員(北雄一郎君) 王子のケースは先ほど政務次官がお答え申したとおりであります。ただ、ちようどいうことでちようどいうふうになつておるのか、そこまでは調べておりませんので、至急その点を調べたいと思ひます。王子の場合、当てはまるかどうか存じませんが、たとえ、ごく最近にストの拠点局になるといふような場合は全員が処分を受けてしまふという場合は、しばらくは処分を受けた者は遠慮させるとかちようどいふ特殊な事情があつたのじゃないだろうかと思ひます。○大橋和孝君 それじゃ、間違つた行為をひとつ全部究明してもらつて。ですから、先ほどよく指摘しましたような任命のしかたもこれはあやまちですね。明らかに悪いといふか、次官もそれに

対しては一ぺん任命のやりかえも考えると、こういうことで考えてもらってありますが、こうした事柄をどんとやっておる王子のやり方を見ますと、これは私はほんとうに調査を徹底して、こういう間違いがないということが明らかにになって、やはり労使ともに信頼感が持てるようになって、なかつたならば、今後は非常にたいへんだと思うのです。ですから、そういうことに対してほんとうに組合の人たちも安心ができるようにまで調査を進めてもらえますか。

○政府委員(北雄一郎君) 先生方がお調べになりましたので、私もある程度承知をしたわけですが、そういったことに関連しまして、またそれ以外のこともあるかもしれませんが、私もどうしてもよく局の状況を見てみたいと思っております。

○大橋和孝君 王子の問題から見ても、こういうようなブラザーのやり方は人権擁護委員会からもこういうことをやっちゃいけない、こういうふうなことが指摘されておるわけですね。それで根本的に改めよと郵政局にも勧告しているということですから、こういう問題もとらえて、この問題が根本的に解決できるように調査を進めてもらえますか。

○政府委員(北雄一郎君) 制度全体の問題につきましては、午前中にもお答え申し上げましたけれども、去年の二月から従来のいろいろな弊害と思われるものを一掃いたしました、新しい制度をやっております、おねえそれでいいというふうな思っておったのでございますが、今回警告も出るようになってございます。これを聞くべきは虚心に耳を傾けたい。

また、いま王子の場合のような具体的なものを御指摘ございましたので、そういった点につきまして、私も、私どものほうでもう一ぺんよく調べてみまして、また独自に改むべき点は改めていきたい、こう考えております。

○大橋和孝君 それは根本的にこれを改めるといふ態度でもって指導してもらわなければだめです。

よ。いまの局長のことは聞いていますと、何かばやかしで焦点が逃げていってしまうような答弁のしかたでは私は許されたいと思えます。

それからまた、大阪の中央郵便局なんかにおきましても、管理者とブラザーが一体になっていような不当な労働行為、そういうようなものが次々起きております。これはもう御存じだと思ひます。こういうようなことなかやつぱり次々と起きてくるんですからね。王子ばかりではありません、大阪にも出てくるわけですね。だから、こういうことを見ますと、やはりほんとうに根本的にやるといふ姿勢をとってもらわなければいけませんので、その点はひとつ十分に把握をしてやってもいい。次官、ひとつ大臣にも言つて、これはびつちりやるといふことで決意してもらえませんか。そうでなかったら、私も引き下がれないというふうな感じを持っております。

○政府委員(鬼丸勝之君) 大臣もかねて当省の労働関係の正常化につきましては非常に心配をいたしておりますので、たゞいま大橋先生の御意見も十分大臣に申し上げまして、ひとつ根本的に是正すべき点は是正しよう、こういうふうな考えております。

○大橋和孝君 いや、時間もありませんからその次に移つて、超過勤務手当の問題です。これは課長代理とか主事の職員十四名が、十一月から二月にかけて非常に高額な超過勤務手当を支給されております。多い者は一月百四十時間前後、約八万円の手当が支給されておる。全通とそれから郵政省の超過勤務協定は、普通一日に二時間、一月で十五時間、休日勤務が一日でありますので、一時間七なにし八百円の超過手当、こういうふうなことになるというわけでありまして、二万円前後が限度になりそうでございます。このような支給状況は、国費の乱費でもあらうし、まあ、とにかくこんな大きな金額をすれば、超過ばかりでかんだがぶつ倒れてしまふ、こういう状態じゃないかというふうな私ども調査に行つて見てきました。こういうようなことが平気で行なわれている

のは、一体どこに根拠があるのか。どうしてそれだけの長い超過を与えてやっておるのか。これはどうなのか。私はどうも理解に苦しんだのであります。ひとつとそこを御説明願ひたい。

○政府委員(北雄一郎君) 本年の二月、三月の非組合員に対する超過勤務が非常に多く支払われておるといふ事実は確かに先生御指摘のとおりでございます。実は当該局におきまして、去年の年末繁忙時におきまして、すなわち十一月、十二月でございまして、その時期にもいまの告示第一号職員と申しますが、いわゆる非適用職員、この超過勤務が相当増加した。ところが、御承知のように私どもの事業は、年末繁忙と申しまして、年末が一年のうちで断然飛び抜けて繁忙があるわけでございます。したがつて、職員の超過勤務も非常に多い。そこで当時一般職員への超過、これは何と申しまして、やはり実働どおり支払わねばならぬわけでありまして、したがつてそのほうへ支払つた、その関係上、いまの非適用職員の超過勤務が十一月、十二月の実績というものを、実はその当時完配、完全に支払いができなかったわけでございます。したがつて、当該局が年が明けましてからその不足分を郵政局に請求をいたしまして、郵政局からの予算令達を待つて、そして十一月、十二月の不足支給分を二月、三月につけたという事情が一つ。

いま一つは、本年の二月以降、当該局で時間外勤務の協定が切れたわけでございます。これがなくなつたわけでございます。したがつて、一般職員が超過勤務をしない、あるいは命じられない、こういう状況になりました。一方で郵便物はあつたわけでございますから、その仕事は非適用職員のほうへかかつていった。そういう二重の意味で、二月、三月多かつたわけでありまして。しかし、先生御指摘のように、そういう職員であるからといって、むやみやたらにオーバークラウドさせるといふことは確かに問題でございますので、私どもとしても問題点として今後対策を講じてまいりたいと、こう思っております。

○大橋和孝君 今後の対策はわかりませんが、この行なわれたことを一ぺん考えてください。これはあなた二月、三月と言つていますが、一月が百四十時間ですよ、八万円ですよ。そういうことからいいますと、こんな金が出てくるんですから、事実。これは出たものを一ぺん振り返つて、それがどうであつたか、間違つておつたら間違つていふことではなければ、これは公の金、国費ですよ。これがそういうふうなことで一方的にどんと支払われておつていいのか。それを実際私はあそこへ調査に行きまして見ましたが、説明を聞いてみれば、あなたどうですか、それだけの時間働けますか、実際。これはもう睡眠不足になつてぶつ倒れてしまふ、死んでしまふじゃないですか。そういうことを考えてみると、私はこれは架空のものが含まれておつてはせぬかというのを考えるを得ぬわけですね。そうでないというものがあつたらば、その証拠を出してください。架空では絶対ないんだと、だれだれにどういう時間でもつて、どれだけの金を渡したから等々、これだけになりましてというものをあつたあたりまでと思ふんですね。だからばくはその資料を要求します。同時にまた、そこに要するものがあるならば、私は関係者を厳罰すべきだと思ふんですね。またこれを支給した人はどうなのか、どういう根拠でやつておるのか。そういう責任をちゃんと追及して、そしてそういうことが明らかにされるような報告を私はいただきたいと思ふ。できますか。

○政府委員(北雄一郎君) 別途よく御説明を申し上げたいと思ひます。

○大橋和孝君 それから第二組合員の超過手当支給の問題があると思はれるので、全局員の――全局員ですね、この。全局員の超過手当の支給状況について明らかにものをひとつ提出してもらいたいと思ひます。これをひとつお願いをしておきます。

それから昨年の九月、十月、十一月、集配課で

うことをいやというほど聞かされていらつしやつたと思いますが、労働大臣の所信表明に対して委員各位からもうほとんど質疑がございました。残っているのは私一人ぐらいいらしたので、それできょうお伺いするわけなんです。労働大臣の所信表明の中では、きょう朝からいままでもやられていたようなのは今度はずっと違つて、第一番に、「週休二日制の普及促進」ということをあげていらつしやいますね。週休二日制というのは先進資本主義国では、すでにずいぶん実施しているわけなんです。たいへん労働大臣も、これは促進しているというふうに報道されております。私も社会党は週休二日、時間短縮の法案を作成して国会に提出することにもなっているわけなんです。が、このことについて私はもっと時間をかけてじっくりお聞きしたいことが一ぱいございますけれども、この際特に御要望しておきたいと思つておきますのは、週休二日というのは労働大臣の所信表明のほうでは「週休二日制の普及促進と余暇対策」というふうに出ておるわけですね。週休二日制という場合、日本では週休二日制というのは非常に不完全なのが週休二日制と呼ばれている。これまでの労働省の調査でも完全な週休二日制というのの比率は非常に少ないのです。企業では四、五％、最近はどうですか、四十六年の九月の調査を拝見しますと、四、四％くらいしか、完全な月四日間の週休二日制というのはない。ですから、非常にはばな週休二日制しかいままでは実施されていない。今後完全な週休二日制に向かつていかなければならないということと、それに際して、それじゃ時間のほうは短縮しなかつたら何にもならないわけですね。ですから、現在の時間を、二日休んだあとの日の中に全部たたみ込んでしまふというやり方をするのはいけなくて、週休二日制と同時に時間短縮のほうに向かつてほしいということ、そういうふうな指導をしていただきたいということ。それから賃金がそのため引き下がるというふうなことではないようにしなければいけない。これはまあ労働大臣は御承知の上だと思ひますけれども、現実の問題として非常にたくさんそういうことがございいます。それから深夜業なんかもなるだけこれはなくしていく方向に指導していくということ、つまり日本の労働条件が国際的に非常に悪いということが問題になつて、通貨問題なんかも外国からの圧力が非常にかかっているということが週休二日制を進める、政府がみずから進めようという原動力にも半ばなつていっているわけですから、そういう意味では内容をよくしてもらわないと困るということと、この問題に關しての質疑は私はきょうはいたしません。じっくりとぜひやりたいと思つております。ところが、その週休二日制、時間短縮や労働条件全体をよくする方向に向かうその労働条件の改善と逆行するような形で、実は労働条件が悪化させられつゝある部分がずいぶんある。たとえば私のところにもずいぶん陳情に見えておりますけれども、労働大臣が週休二日、余暇の利用、余暇対策というふうにおっしゃるけれども、たとえばマスコミとか、レジャー関係とか、サービス関係のほうはその週休二日で二日休ませてもらうかわりに、かえつてたいへん忙しくさせられている。長時間労働や深夜業が多くなつていく傾向がある。そのほうの調査をぜひしてもらいたいと思ひます。ですから、形式的に週休二日ということの実施をしてもだめでございまして、具体的にちゃんとほんとうに労働条件をよくすることによつて、日本の労働者も西欧並みの労働時間と賃金をもたらしているということにするようにしていただきたいと思ひます。特に、マスコミ関係で印刷関係の労働者なんかは大企業ほどひどい労働時間体制をもつております。これは凸版印刷とか、大日本印刷とかいうような大きな印刷労働者の場合ですね、御存じだと思いますけれども、拘束時間十二時間というのがざらですね。そして、三組二交代の勤務を今週週休二日にするというので、九日制にして、ちよつと見たらわけわからないような勤務状況で、これで一体時間が短くなるのかどうかわからないような体制をとる

うという方向に向かつていっているわけですね。よく調べていただきたいのですが、例の三六協定ですね。あれで約束しているのだからしかたがない、労働基準監督署は介入の余地がないというふうな態度をとつていらつしやるように私は聞いております。この辺も今後週休二日制を議論しますときに、ぜひ議論したいと思ひますけれども、よく調べておいていただきたいと思ひます。それからもう一つはレジャー産業、サービス関係ですね。これが非常に最近発達していつてくるわけ、そこで働きます私は女子労働者は相当の深夜業や労働条件がひどい条件で働いているというふうに申し上げなければならぬんですが、きょうは、大臣の所信表明の中には、婦人の地位の向上の問題というのは別にあつたわけじゃないけれども、労働省には婦人の地位の向上という行政があるんですね。それで婦人少年局もあるわけなんです。この際、私も婦人の間でずつと問題にしまつてまいりました売春問題の中で、特に、トルコぶろにおける売春の疑いが非常に多い、濃厚である、そのトルコぶろ営業に關連してきょうはお尋ねしたいと思つていられるわけなんです。売春防止法というのを御存じだと思います、労働大臣。完全実施になつて十五年になるわけなんです。あれをつくり出すときには、婦人の人権を守る、婦人の解放というふうなことを、あるいは人格の尊厳を守るといふようなことを旗じるしにして、婦人団体の人たち、それから各党の婦人がみんな一緒になつて、これは議員立法で出してつくつたものです。そのときのねらいは、婦人の肉體を売らせる業者、管理売春を罰するということが一番の中心になつておりました。それから場所を提供して女性にそういうものを、女性の肉體を売らせてもうける者を罰する、あるいは困惑させて売春に誘つていく例のヒモのような人とか、そういう者の処罰、それから婦人の場合は、勧誘する行為が見つかつたときには、つかまるといふふうになつてい法律でございまして、それができてから十五年で、あれには保護処分もついておりま

して、そういう売春行為をやつた人たちを保護処分に付すると、で、保護と更生という部門があるわけでございます。ところが、十五年たちました今日ですね、社会環境は決して私たちが最初にねらつたような状況をなくすようにはなつていない。むしろたいへん複雑化し、多様化して、そしてつかり潜在した形、あるいは擬装した形の売春がどんどん行なわれている。そこで、売春防止法制定以後、これがほんとうに行なわれるために運動してまいりましたところの婦人団体の方々、それからさらに、昨年の沖繩復帰以前に、沖繩では非常に前近代的な売春の業態がありました。した婦人、そういう者がみな一緒になつて、二十二の団体が一緒になつて「売春問題ととり組む会」という会をつくつております。個人もこれに参加しております。これはもう超党派のものでございまして。そこで、売春防止法全体をほんとは洗い直さなければならぬ、いまの状況に合わない面がたくさんある、あるいは社会福祉なんかと關連させなければならぬ面もたくさんある、婦人相談員の仕事の内容も変わつてきている、そういうふうなことで全般的にこの法律はやり直さなきゃいけないというふうなふうに考えているわけなんですけれども、さああたつて、今国会中にぜひやりたいとみんな考えておりますのは、もう公然と売春の巣くつといわれているトルコぶろの営業に關して規制するような法律をつくりたい、こういうことで、もうこの一月に「売春問題ととり組む会」という会を結成しましてから、しばしば婦人議員に対しての要望が出されているわけでございます。それで先日、その団体から千葉の栄町——これはトルコぶろではデラックスで有名、川崎の堀之内と千葉の栄町、おいでになつた男性がいっぱいやるかもしれないけれどもね。そこを私も、その婦人団体で、みんな一緒に見学に参りました。そのときの状況から考えまして、まず、次々にお尋ねしていきたいと思ひますけれども、トルコぶろというところに働いてい

る、いわゆるサービスをする女性ですね、接客をするところの女性、トルコ嬢と呼ばれております。このトルコ嬢の労働条件について、どういふふうに労働省は把握していらっしゃるのでしょうか、そのことを最初にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(渡邊健二君) トルコ嬢におきまして労働条件につきましては、全般的な面について必ずしも十分調査いたしておりませんが、最近一部につきまして実施いたしました調査・監督の結果によりますと、所定労働時間が八時間以下とする事業場は八三%、八時間をこえる事業場が一七%となっておりまして、実際の労働時間につきましては、一日の労働時間が九時間をこえる、超勤を含めまして九時間をこえる労働者がいた事業場が二五%、約四分の一になっております。また、時間帯別に繁閑を見ますと、二十時以降が特に繁忙であると報告されました事業場が八三%というわけでございまして、非常に夜、特に深夜近くなっている労働が多いという実態を把握いたしております。なお、休日につきましては、毎週の休日を定めておる事業場が大半になっております。

○田中寿美子君 定めておるのですか。

○政府委員(渡邊健二君) 定めておる……。

○田中寿美子君 そうすると、基準局は、トルコ嬢というのは、トルコぶろの経営者との間に雇用関係があるというふうにごらんになっているわけですね。

○政府委員(渡邊健二君) 一般にはそういう場合が多かるうと見ております。

○田中寿美子君 私たち、その栄町というところは、千葉の駅からすぐもう近くで、千葉駅降りたら、とたんに目の前に大きな広告が立っていますよね。駅前の相当のデラックスなビルがたくさん並んでおりまして、そして立て看板に、「デラックスムード各室美人マッサージュ嬢付」というネオンがついております。そういうところで働いているトルコ嬢たち、いま八時間労働とおっしゃいますけれども、午後二時から午前一時までですか、拘束時間は実に長いもんですね。十一時間にな

りますか。そして、その間で何人のサービスをするかということなんですけれども、まあ私もが行きましたのは、実際に実地のその場所を見ました時間が七時ごろからでしたので、夕方の一斉に、まあ警察もついでにいかれたし、果の環境衛生課の方も、あるいは保健所の方も行かれたという関係で、七時になったら一斉にネオンを消せという指令が飛んだそうで、ネオンがみんな消されました。それから私たちが中に入って見せてもらった、別に営業妨害をするつもりじゃなかったんですけれども、中に入って見せてもらったところは、全部トルコ嬢をのけてしまいう、お客も、まあ一人、二人見た人もあったんですけれども、隠してあったわけなんです。それで、私どもも見ましたところの営業者は、大体午後二時から午前一時まで、そしてその間にまあ五人はとるでしょう。五人はやるでしょう。そして、それじゃ何日休むんのですかと言いましたら、まあ二日働いて一日休むというふうなやり方を自分でかつてにしている、私たちの間には雇用関係はありませんと、こういう言い方をするんですね。もし雇用関係があるならば、私はこういう拘束時間や労働時間であれば、それから賃金の形態が固定給がないわけなんです。だから、固定給のないような、そういう状況でいいのかどうか。監督署が監督をなすったことがあのかどうかと思うわけです。で、トルコ嬢といつてもいろいろありますから、ですから、公衆浴場法にちゃんとのつとったトルコ嬢もあるし、風俗営業法で一部許可されている異性サービス付きの個室のトルコ嬢というのと、両方あるわけで、栄町はその特殊浴場法の中の、特に個室の異性のサービスを受けることの許されている地域なんですね。で、こういうところで雇用関係がないというのを言って、事実上長い時間置き、そして入浴料も非常に高いんですよ、まあ五千円ですね。男の人は、まずそこへ入って、よくときに五千円払って、それからトルコ嬢に二千円

のサービス料金を支払うというふうになってくる。だから、トルコ嬢はその二千円が収入だというふうになつてくるわけです。それが一時間十分の分。だから、それより時間増すごとにまた支払うていかなきゃならないわけなんです。そうしますと両方、入浴料もサービス料金もどどんと上がつていくわけで、相当のものであるというふうに思うんですが、こういう状況について監督をなさったことがございますか。

○政府委員(渡邊健二君) トルコぶろの監督につきましては、昭和四十年当時、いわゆる年少者が多いというところには働いてる人が多いということが大きな社会問題になりました。そういう面から監督を集中的にしたことがあったわけでありまして、そのときには年少者がミストルコになつてたという例は監督の結果ではほとんどなかったわけでございます。で、その後につきましては、トルコぶろというところで特別に監督をいたしておることはございせんけれども、サービス業全般に關する監督の一環といたしまして、随時トルコぶろにも監督を個々に行なつておるわけでございせん。なお、まあトルコぶろのトルコ嬢といたような職種の方につきましても、雇用形態等も千差万別でありまして、いろいろな形があると思ひますけれども、勤務時間の拘束をして、そして使用者の管理のもとにそういう一定の業務を行なうといったような場合でございまして雇用関係ありと見られる場合が多かるうと、かように思うわけでございまして、雇用関係がある労働者と見られるものにつきましては当然に基準法の適用があるわけでございます。ただ、これは基準法の規定によりまして、労働時間ではないですと一日実働九時間まで認められる業種になりますし、それから深夜業も除外の対象に相なるわけでございまして、しかしその他、たとえば先生御指摘のような長時間労働を、基準法で定められた限度の九時間をこえて三十六条の協定なしに行なつておる、あるいは賃金について保障給を設けていない、といったような基準法違反の事実をつかみますれば、これにつきましては法の定めるところに従ひまして厳正に是正させていくようにいたしておるところでございます。

ざいまして、今後ともそれらの点については一そう監督につとめたいと考えるわけでございします。

○田中寿美子君 これはたいへん微妙なところなんです。労働大臣ね。雇用関係があるともないともわからないように擬装しているわけなんですか。で、実際に、私どもの見ましたその栄町のあるまあ「サイセリヤ」というトルコぶろのこの業主は、同じ栄町に三軒持っております。それで、そのほかにも二軒東京近辺に持つてるそうです。それから、五軒の経営者なんです、十六人のトルコ嬢のうち七人をそのビルの一階の一番上の「サイセリヤ」というところのビルの一番上に宿舎を設けて、そこに住み込ましてるわけですね。そのほかの人たちは一時以後車帰る。で、たいへん収入は多いと、月数十万円はみんなさうだ、二十歳台というところで、さっきの一人一時間十分で二千円ずつ取って、そしてさらに時間をふやしていけばどんふええと。それから、これはその経営者は言ひませんでしたけれども、スベシャルのサービスをいろいろすればさうにたくさんチップが入ってくるということ、数十万円をかせいでいる婦人がたくさんあるというところは現在の時点で事実です。つまりトルコぶろでもあそこは風俗営業法が都道府県の知事にその営業の基準をつくらせているでしょう、条例で。それで、その条例の中で、あそこは非常に私は問題だと思ひますけれども、除外地域という名前前で呼んでおるんですね。で、トルコぶろの、公衆浴場法の中でも特殊浴場というのが、異性のサービスをついた浴場を特殊浴場というのですね。そして、それは風俗営業法でも認められてるわけなんです。ところが、千葉の条例で見ますと、特殊浴場というものは一般に三十三平方メートル以上なくちゃいけない。それから、マッサージュ台は十台置かなければいけないというふうになつてくる。ところが、そのうちからまたさらに除外地域というものを設けてまして、あの栄町一帯のところだけはまた千葉県風俗営業等取締条例第三十二条の別表の第2というのにきまつてあるより、さら

いただきたいと思います。

○説明員(奥秋為公君) トルコの実態からまず最初説明していきたい、こう思います。現在トルコぶろは全国で約千九軒あります。特に非常にもうかるという関係もありまして、昨年一カ年で百九十五軒、約二百軒ですね、増加をしたという状況であります。おそらく今後まだまだこれはふえるんじゃないだろうかと思ひます。

それで、売春の取り締まりの実態なんですが、
○田中寿美子君 トルコ嬢はどういう……。

○説明員（奥秋為公君） トルコ嬢の關係は、トル

コ嬢は全国で約一万六千、一営業所当たりにしますと、大体十六人ということであります。それですと、特に特徴としましては、これは昨年、実はトルコの一斉取り締まりを二カ月間かかってやったわわけですが、それで百三十一名検挙しまして、それだけでまあいろいろ、るる聞いてみますと、中で非常にあくどいかせぎ方を経営者がやっているわけですから、それをちよつと申し上げますと、場所代と称しまして一日五千元、要するにトルコ嬢からもらう。それから客がタオルを使うと、そのタオル代と称して二百円ですね、トルコ嬢からも取る。それからまたコーラを一本客が飲みますとこれを二百円ということ、これもトルコ嬢から取ります。それからさらにひどくなりますと、遅刻しますと、これに対して罰金を科すわけです。大体三十分ごとに三千元から千円ぐらいの罰金を科して、実際それを徴収する。それから無断で欠勤しますと二千元から、ひどいところは一万五千元トルコ嬢から金を取るというようなことであります。したがってトルコ嬢が、先ほど田中先生から多少お客からサービス料等をもらうというようなお話がありましたけれども、私のほうの全国的な検挙を調べた実態では、ほとんどサービス料というのほらつてない。しかもこういうふうな罰金を科せられているということになりますと、しかも固定給がない。そうしますと、勢いやはり売春をせざるを得ないというふうな、そういう実情に現在なっておるわけです。それでまあ、正直に申して私のほうも、トルコは週刊誌等に相当書かれますので、興味本位に書かれますので、それで、非常にこれは刺激が強いもんですから、何とかこれを取り締まらなきゃいかぬということでやりますけれども、大体、最近のこういう性解放のブームにもよるんでしようけれども、お客さんが出てきたときにかまえて、中であういうことでしたかと、様子を実は聞くわけですが、そのとき

ほとんどが全然協力してくれないで、黙って行てしまふ。大体百人に一人ぐらいがしゃべってくれる。それでまあ中の状況が、大体やつておるといふことがわかるわけです。そうしますと、今度私のほうの捜査のやり方としましては、トルコ嬢をつかまえて話を聞いたのでは、そこにとめているトルコ嬢は一切言いません。したがって、そのトルコの店をやめた従業員をさがし出さなきゃいかぬわけです。それがたまたまいなかになきやつておつて、いなかでおとなしく生活しているのを突きとめますと、そこまで行きまして、それから中の状況を聞くわけです。それで一応二、三本参考人の供述を得まして、あとは捜索令状を保持して現場に乗り込むということになるわけなんです。これが、これが非常にまた向こうのほうは対警工作がうまうまできていまして、入っていきますと、何かチャイムを鳴らしてみたり、いろいろ警察が来たといふことがすぐ各部屋にわかるような、そういういた通報連絡が行き届いておるわけです。それから現実には踏み込みまして、それでそこで各ロッカーをあけまして衛生サック等全部集めまして、それから今度はトルコ嬢に警察署まで来てくださいといふことで同道願うわけなんです。それで警察へ来ますと、今度トルコ嬢は業者から一切しゃべっちゃいかぬ、もう警察官の前でもって中の状態を少しでもしゃべったら、あとひどい目になるぞといふおどしがかかっているわけです。したがって、なかなかトルコ嬢から、また中の状態等がよくわからないといふことで、非常に突き上げ捜査が十分できない。ほんとうならばもう一番に最高責任者まで行つてばっちりやりたいうんですけれども、なかなかそれができないという状況で、相当日数をかけて、相当多くの人員を動かして、なおかつ檢舉実績といふのは非常に微々たるものだといふ、非常に捜査の困難性を実際現在感じております。

それから一般の売春の実態なのですが、まあ田中先生はいろいろこれにつきましては御意見あるうかと思いますが、年間で、昨年は五千五百

二十四件、四千四百二十五人実は檢舉いたしてお
ります。その中で勧誘、これは街頭でもって娼婦等
がお客を呼び込む、誘う關係ですが、これが二千
二百六十七件、二千二百五十九人。それからあと
は最近非常
周旋と申しまして、特にこれは関西では最近非常
にパンマがはやつているわけです。関西ではあま
りトルコがはやらなくてパンマ關係がはやつてお
りまして、このパンマの周旋が非常に多いわけ
です。これが千五百六十八件で九百九十九人。それ
から
いま言いましたトルコや旅館等が場所を提供して
売春させるというのが八百八十二件、六百七十六
人。それから売防法で一番わらっている管理売春
というのは非常に最近巧妙になりまして、この檢
挙がむずかしくなっております。これが一年間で
二百二十四件、百九十七人というふうな状況に
なっております。檢舉実績としては、あるいは
先生からは少ないんじゃないかという御指摘を受
けるかもしれませんが、なかなかむずかしい状況
でありまして、われわれとしては精一ぱい
やっております。

以上です。

これで見ますと、まるでものと赤線、青線区域がトルコぶる区域になっているような感じがいたしますね。で、千葉のこの業者なんかを見ましても、「角えび」というのは吉原の有名な女郎屋さんだったでしょう。その「角えび」というのが何軒もあって、「第七角えび」くらいまであるから、ほんとうにあちこちに手を伸ばして近代的なよそおいでやはり婦人たちの肉体を売らせていい商売をしていると思います。しかも、それはどっかからもつかまらないような形で堂々とやっているということについては、これはほうっておけないことだと思ふのです。それで、私たちはどうしようかということで、まずトルコにおける売春がもう少しひっかかりやすいように、つかまえやすいようにするために方法はないかということで、一つは公衆浴場法の改正によって、はたしてできるものかどうかということを考えてみました。それはたいへん、公衆浴場法でも特殊浴場というのはいちちゃんとあれですね、各地の条例では特殊浴場というのを認めているところが多くて、そうして異性のサービスというのは、これは風俗営業法では認め

○田中義美子君　いまおつしやいましたように、売防法の一番ねらつたのは管理売春をやっている業者なわけですけれども、たいへんそれが巧みになっている。それでいまもお話がありましたように、私どもが行つたその業者は、雇用関係がなく、みんな自由意思でやっていて、そしていま表の看板には入浴料五千円、サービス料二千円と書いてあります。ですから、最初その女性に二千円を与えるという、女性が二千円取るんだと、女性が自由意思であるそこを借りて、そしてサービスをして金を取るという形につくってございます。どこのおうちもそういうふうな看板が出ているわけですから、いまおつしやつたように、警察の調べによると、そういうふうには業者がトルコ嬢から相当搾取しているということ、私もそれは疑いないというふうに私たちみんなそう思つて見てきたわけですけれども、なかなかその実態をつかませないように非常に巧みになっている。

めるような形にして、指定地域をつくってしまつたわけですね。一体これは公衆浴場法のほうで、もうどうしようもないものかどうか、ちよつと厚生省のほうではどういうようにお考えになつていらつしやいますか。

○説明員(加地夏雄君) いま御質問がございました現在のトルコの取り締まりにつきまして、特に実態的にはいまお話に出ましたように風俗営業の問題でございますし、売春防止法の問題にからんだ問題でございますから、そういうトルコを規制する場合に、公衆浴場としての程度の態様なり機能を持てるかということでございます。率直に申し上げまして、結論から申し上げますと、公衆浴場法で先ほど来出ておりますところのトルコの規制というのは、非常にむづかしいというように申し上げるより以外にないと思います。先生御承知のように、最近トルコの問題が再び問題になつたわけでございますけれども、過去の従来の経緯

がずいぶんございまして、三十九年ごろに一回非常問題になりまして、その際には公衆浴場法の規定で風紀上の規定があるので、その風紀上の規定で規制をしたかどうか、そういうお話がございまして、三十九年に実は風紀上の規制がトルコ浴場についてどの程度できるかということを実は私も十分研究をいたしまして、公衆浴場法、もともとそういうトルコ浴場に対する風紀規制までいくのは非常に無理があったのですけれども、当時公衆浴場法としてできる境界の構造・設備上の条件を付したわけですね。それが個室の中が外から見通せるようにしないとか、そういう程度のものであつたわけですね。しかし、これも御承知のように、三十九年にそういう通達を出しまして、条例の準則を示したわけですねけれども、何の役にも立たなかつた。それが実は四十一一年に風紀法のほうで取り上げて、風俗営業法の改正で規制をしていったという実態でございまして。そういう経緯もございまして、公衆浴場法、もともとこれは御承知のように保健衛生上の基準をその施設に課すという問題でございまして、そういうトルコ浴場の規制ということとは実は制度的に考えていないわけですね。そういう意味で非常にむずかしいところというふう

に考えております。

○田中寿美子君 千葉県の公衆浴場法の施行条例第二条第二項で、浴室において異性の客に接する役務を提供する浴場の基準を定めさせるというふうになっておりますね。そうしてその中に、浴室で風紀を乱すおそれのあるような物を置いてはいけないとか、それから風紀を乱すおそれのある服装をさせてはいけないとか、それから従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせてはいけないとかいうようなことをいっているけれども、こういうことが全然、これは実際、法律なんというものは何の役に立たないといまおっしゃつたけれども、ほんとうに事実そうなんですね。そうすると風俗営業法のほうでは、個室での異性の客に接する役務を提供する営業というのをまず認めているわけですね。この辺をだから風俗営業法のほ

うで、それじゃやり方がないのかどうか、警察の方はいかがですか。

○説明員(奥秋為公君) 実は私のほうも、いま風俗営業法のいろいろな点で法律改正しなければならぬということであるという検討しているわけですねけれども、たまたまいまトルコの話が出ておりまして、わがほうの、——わがほうと言つておかしいのですが、風俗営業法では、一応確かに先生の言われたように、個室において異性に役務を提供する、そういう営業という定義でやつては、これは即風俗営業法の適用を受ける特殊浴場ですね。風俗営業法に書いてあるような女性の役務を提供するものは場所的な規制をこの法律でやつては、関係の果実例でもってあまり効果がないというふうな御指摘があつたんですけれども、実は、ことしの五月一日に広島県でもつてたいへんな公衆浴場関係の条例をつくりまして、これが施行になつておるわけですね。この条例によりまして、大体、入りの戸を全部取り払うと、そういう内容なんです。これはまだ施行されてから日が浅いんですが、いま、県のほうからの報告を聞いておりますと、大体、この構造で行なわれたトルコ浴場につきましては、もうお客が三分の一に減つたと、それからトルコ嬢もいままで二十人いたものが九名になつたということ、実際のうちの構造設備がある程度徹底した構造・設備の変更が行なわれれば、相当、やはり売春防止はその線で行なわれれば、いかんというふうな、実は、私、認識を持っておりますが、それで、いま私のほうでもつて進めておるこの関係の考え方としては、まず最初、全国的にトルコというものを何とか押えていきたくて、増加をですね。そのためには、現在、除外地域になつていてる地域を、さらに条例を改正して、その除外地域の地域をもっと縮小していくと、これを現実によつていけるのが滋賀県と、それから香川県も近くやるはずですね。そういうことによりま

して、本来、建てられるところの敷地面積を決めまして、それで場所的に、物理的に、トルコの増設を防ぐということ、もう一つは、トルコの中の中の一つ、非常に思い切つた構造を変更することによつて中の売春を防止できると、実は大阪に、これはトルコが発足したときからなんですが、大阪のトルコというのは、非常に売春が行なわれないうトルコなんです。これはなぜかと申しますと、いわゆる個室はあるわけですね。二つの個室が壁で境になりましてつながつておるんで、い切られておるんです。それから個室の浴室から外へ出てきた、要するに、脱衣所ですね、これが共通になつておるわけですね。そういうふうな構造を、最初、大阪の衛生部のほうでもつて指導をしまして、そういう構造をつくつた関係もありまして、大阪はほとんど健全なトルコが個室でありながらうまく運営されておるというふうな実情になつております。そういうことで、いまは広島は始まつたばかりなんです、その関係でいけば、相当な成果があるんじゃないかというところで、ただ、法律でもつて、もしそういう構造・設備を全国一律にかけようということになりますと、まあ、構造・設備をうまくやることによつて売春がゼロになるんだということになりますと、要するに、いま除外地域を設置している条例が、これが不要になるという議論が当然出ると思うんです。その場合に、その構造・設備の変更によつて、じゃ、必ず売春が絶滅できるかということになりますと、これはまだやってみないことにはわかりませんので、これはなかなか私、構造設備だけの變更でもつて即売春がきれいになくなるといふことにつきますと、しばらく実情を見てみまないと、どういふ規定のしかたをすればそういうものがほんとうになくなつていくのか。それからあまり、これ、露骨にやりますと、中に現実に裸で入つておる人の問題なんです、中の利用者の人権問題にも若干関連してくる問題も出てきますので、この辺、十分検討しなければならぬと、

こう思つております。

○田中寿美子君 いまおっしゃつたように、私たちも、構造を改善するとか、そういうことも同時にやらなければいけないけれども、もっと根本的に何かやることはいかないかということ、いろいろと風俗営業法だとか、公衆浴場法をさわつたり、あるいは売春防止法のどの辺をどうしたらというふうなことを、いま、私たちも一生懸命に研究しているものなんです、いまの世の中で売春がゼロになるんというふうな、私たち甘くはもちろん考えていない。そして、社会全体のモラルが上がつていくということや、売春なんかでない正常な職業が保障されるという社会が来ないとしたらどういふこと、あるいは、みんなも承知の上なんですけれども、あまりにトルコ浴場の状況がひどいというところで、まあ、売春国日本というのがいまやトルコで代表されるような気がいたします、そういう点で、これ、労働大臣、私が婦人の地位の向上だとか、人権の問題として、きょう、提起しておりますのは、こういう状況でございまして、さつぱたいへん勇気を持ってやるつもりだといふふうにおっしゃいますので、前に売春防止法をつくる当時、各省が非常によく協力していろいろとやりましたので、そういうことを婦人の立場を守る官庁として、インシアチブをとって、警察のほうにも厚生省にも働きかけていただく。それから売春防止法の中の更生保護の部分についても、これはいまの時期に合致なくなつておるところがずいぶんあるように思います。これはこれでまた、厚生省関係で私たちが研究したいと思つておるわけなんです、そういうことで、いまの実情をお聞きになつたあと、今後どうしたらいいかというこの研究をしていただきたいと思います。

なお、沖繩は、本土より一時代おくれたわけなんです、しかし、本土のトルコ式のやり方ですつかりもぐつてしまつておるうちに聞いておられますので、この辺も十分にためていただいて、この問題をぜひ積極的にやつていただきたいのです。ちよつと聞きましておるによりま

すと、トルコぶろ業者がどうも相当きびしい規制があるかもしれないということを察知してかどうか、四月三十日に、九段会館で会合を開いていろいろと意思統一をしているらしいんですね。ですから私たち、前に赤線業者たちが結束して売防法をつくるときに反対の運動をやったことを記憶しておりますので、その辺も十分調べてみていただいて、適当な措置をとっていただくようお願いしたいと思ひます。これで終わりますので、一言どうぞ……。

○国務大臣(加藤常太郎君) 田中議員のお説もごもつともでありまして、労働省として、婦人の問題に対して地位の向上、また、いかがわしい問題は起きないように、やはり同じ労働者でありますから、当然、労働省もこれに対処することは理の当然であります。田中議員の御趣旨をよく尊重いたしまして、先ほどいったように、まあ谷間のような関係で、多少、放置されていたと、いままで聞いた分では、沖繩で一ぺん基準法違反でやったことがあると、こちらのほうでも、本人から申し出がありまして強制捜査をやったことがあります。が、実際は係員が行つても、警察の強権をもってしても、なかなかむずかしいようなところがあつて、そこへもつていって、行政機関の基準監督局から行つても、実態がなかなか把握できないのであります。といつて、そのまま放置すること

は、なお、ますます助長いたしますから、これに対するいろいろな総合的な設備の改善とか、そういう問題は厚生なり、警察当局のほうでやると思ひますが、労働省といたしましては、婦人の地位の向上と、まあ、それにはやはり啓蒙運動も大事でありますので、かような啓蒙運動を含めて御趣旨を尊重したような方向で進めたいと思ひます。

○委員長(矢山有作君) 本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

五月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)
第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の

一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「及子」を、「子、孫及弟妹」に改める。

第二条第二項中「価格を」を「価額」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

標 準 報 酬	報 酬 月 額
等 級	月 額
第一級	二〇、〇〇〇円 六七〇〇円
第二級	二二、〇〇〇円 七三〇〇円
第三級	二四、〇〇〇円 八〇〇〇円
第四級	二六、〇〇〇円 八七〇〇円
第五級	二八、〇〇〇円 九三〇〇円
第六級	三〇、〇〇〇円 一、〇〇〇円

第七級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第八級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第九級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一〇級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満

第三級	一八〇、〇〇〇円	六〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	六三三〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円	六六七〇円以上	一九五、〇〇〇円以上

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ區別ハ被保險者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ變動アリタル場合ニ於テハ變動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第八條中「報酬等」を「報酬（第七十九條ノ三第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム以下第九條第一項、第八十七條第一號及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ）等」に改める。

第十一條第一項ただし書中「第七十九條ノ二」の下に「（第七十九條ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第五十條第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第五十九條ノ二第二項中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。

第五十九條ノ三「二万円」を「二万円」に改める。

第五十九條ノ四第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第六十七條中「被保險者又ハ被保險者タリシ者」を「被保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者（当該事故ガ被保險者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ被保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ被保險者ハ其ノ額ノ限度ニ於テ被保險給付ヲ行フ責ヲ免ル

第六十九條ノ二中「第六十五條並ニ第六十七條」を「並ニ第六十五條」に改める。

第七十條ノ三を次のように改める。

第七十條ノ三 国庫ハ第七十條ニ規定スル費用

第七十條ノ三 国庫ハ第七十條ニ規定スル費用

ノ外政府ノ管掌スル健康保險事業ノ執行ニ要スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、傷病手当金及出產手当金ノ支給ニ要スル費用（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ百分ノ十ヲ補助ス

國庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十一條ノ四第三項ノ規定ニ依リ被保險者ガ變更セラレタル場合ニ於テ其ノ變更後ノ被保險者ガ千分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル被保險料率千分ノ二付其ノ變更セラレタル日ヨリ變更後ノ被保險料率ガ變更セラレタル日ヨリ行ハル療養ノ給付、其ノ期間ニ行ハル療養ニ係ル家族療養費ノ支給並ニ其ノ期間ニ係ル傷病手当金及出產手当金ノ支給ニ要スル費用（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ千分ノ四ヲ補助ス

第七十一條ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同條第二項中「千分ノ八十」を「千分ノ九十」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。

社會保險庁長官ハ被保險者及國庫補助ヲ以テ保險給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足若ハ剰余ヲ生ジ又ハ生ズルコト明トナリタルトキハ厚生大臣ニ對シ前項ノ被保險料率ノ變更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社會保險審議會ノ意見ヲ聽キ千分ノ六十乃至千分ノ八十ノ範圍内ニ於テ第一項ノ被保險料率ヲ變更スルコトヲ得

第七十五條ノ二中「千分ノ三十五」を「千分ノ四十」に改める。

第五章中第七十九條ノ二の次に次の四條を加える。

第七十九條ノ三 政府ハ當分ノ間其ノ管掌スル健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一條乃至第七十二條及第七十七條乃至前條ノ規定ニ依リ徵收スル被保險料ノ外本條、次條及第七十九條ノ六ノ規定ニ依リ被保險料（以下第七十九條ノ六迄ニ於テ特別被保險料ト稱ス）ヲ徵收ス

特別被保險料ノ額ハ被保險者（標準報酬ノ等級第一級乃至第十二級ナル被保險者、第二十條ノ規定ニ依ル被保險者及第七十一條ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル被保險料ヲ徵收セラレザル被保險者ヲ除ク）ガ賞与等（第二條第一項ニ規定スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ受ケタル月ニ付其ノ額（其ノ額五十万円ヲ超ユルトキハ五十万円）ニ千分ノ十ヲ乗ジテ得タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ額額ノ算定ニ付テハ第二條第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十二條本文ノ規定ハ特別被保險料ニ付之ヲ準用ス

第七十九條ノ四 事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保險者ノ負担スベキ特別被保險料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九條ノ五 健康保險組合ハ當分ノ間第七十一條乃至第七十二條、第七十五條、第七十七條ノ二及第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徵收スル被保險料ノ外其ノ規約ヲ以テ第七十九條ノ三第一項及第二項並ニ前條ノ規定ノ例ニ依リ特別被保險料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ

依ルベキ第七十九條ノ三第二項中千分ノ十タルハ千分ノ十ノ範圍内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ額額ノ算定ニ付テハ第二條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十二條本文及第七十五條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル特別被保險料ニ付之ヲ準用ス

第七十九條ノ六 第七十七條、第七十九條及第七十九條ノ二ノ規定ハ第七十九條ノ三第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル特別被保險料ニ付之ヲ準用ス

第八十七條第四號中「第七十七條本文」の下に「（第七十九條ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第二條 健康保險法の一部を次のように改正する。

第五十九條ノ二の次に次の一條を加える。

第五十九條ノ二ノ二 療養ニ要シタル費用著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シ高額療養費ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十條ノ三第一項中「家族療養費」の下に「高額療養費」を加え、同條第二項中「家族療養費」の下に「及高額療養費」を加える。

（船員保險法の一部改正）

第三條 船員保險法（昭和十四年法律第七十三號）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條ノ三」を「第二十七條ノ四」に改める。

第一條第二項第一號中「及子」を「子、孫及弟妹」に改める。

第四條第一項の表中	第三四級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上
-----------	------	----------	--------	------------

第三四級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第三五級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第三六級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第三七級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三八級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第三九級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上

改める。

第四條ノ二の次に次の一条を加える。

第四條ノ三 第四條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ区分ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ変動アリタル場合ニ於テハ変動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ヲ講ゼラルベキモノトス

第五條第一項中「又ハ家族葬祭料」を「家族葬祭料又ハ第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付」に改める。

第二十五條中「保険給付ヲ受クベキ者」を「保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者（当該事故ガ被保険者ノ被扶養者ニ付シタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保険給付ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ額ノ限度ニ於テ保険給付ヲ行フ責ヲ免ル

第三十一條第一節中第二十七條ノ三の次に次の一条を加える。

第二十七條ノ四 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本章第二節及第三節並ニ第五十條ノ九及第五十條ノ十二規定スル保険給付ニ併セテ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得

第三十一條ノ二第三項中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。

第三十二條第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第三十三條第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第五十條ノ十中「標準報酬月額ノ一分ノ二相当スル金額」を「前条第一項ノ規定ニ依ル葬祭料ノ金額ノ百分ノ六十ニ相当スル金額（其ノ額二万円ニ滿タザルトキハ二万円）に改める。

第五十六條ノ二中「第二十五條」を削る。

第五十八條第一項中「及家族葬祭料」を「家族葬祭料及第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付」に改める。

第五十九條第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

社会保険庁長官ハ療養ノ給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分給費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用ノ額ガ保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ滿タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ滿タザルコト明ナリタルトキハ厚生大臣ニ対シ前項第一号又ハ第二号ノ保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ第五項第一号又ハ第二号ニ掲グル率ニ千分ノ七ヲ増減シタル率ノ範圍内ニ於テ同項第一号又ハ第二号ノ保険料率ヲ変更スルコトヲ得

第六十條第一項第一号中「千分ノ七十四」

五」の下に「（第五十九條第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）を加え、同項第二号中「千分ノ六十九」の下に「（第五十九條第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）を加える。

第四條 船員保険法の一部を次のように改正す。目次中「第三十一條ノ二」を「第三十一條ノ三」に改める。

第五條第一項中「家族療養費」の下に「高額療養費」を加える。

第三十一條ノ二 療養ニ要シタル費用著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

第五十八條第一項及び第五十九條第六項中「家族療養費」の下に「高額療養費」を加える。

第五條 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二號）の一部を次のように改正する。

日次中「第五十七條」を「第五十七條の二」に改める。

第四章第一節中第五十七條の次に次の一条を加える。

は、この限りでない。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關して必要な事項は、政令で定める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第六條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十號）の一部を次のように改正する。

第十八條ノ七の次に次の二條を加える。

第十八條ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十條ノ規定ニ拘ラズ次項及第三項ノ定ムル所ニ依ル

政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法（大正十一年法律第七十號）第七十一條ノ四第三項ノ規定ニ依ル保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上グラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年內ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限リ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八條ノ九 政府ハ昭和四十八年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般會計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限リ同勘定ニ繰入ルコトヲ得

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第二條及び第四條の規定並びに附則第三條中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第三十八號）第五十一條の改正規定、第六十條の次に一條を加える改正規定及び第二百二十條第一項の改正規定、附則第四條中公

定、第六十條の次に一條を加える改正規定及び第二百二十條第一項の改正規定、附則第四條中公

共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三十一条の改正規定及び第三十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第五條中地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五十二号）第五十三條の改正規定、第六十二條の次に一條を加える改正規定及び第七百三十六條第一項の改正規定は同年十月一日から、第五條の規定は昭和五十年十月一日から施行する。

（健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和四十八年四月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者を除く）のうち、昭和四十八年三月の標準報酬月額が一

万八千円以下である者又は十萬四千円である者の同年四月一日から同年九月三十日までの標準報酬については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の健康保険法第三條の規定を適用する。この場合において、その者の同年三月の標準報酬月額が一萬八千円以下であるとき又はその者が厚生年金保険の被保険者であつてその者の同年四月における厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）による標準報酬月額が十萬四千円以上十萬六千円以下であるときは、健康保険法第三條第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その者の同年三月の標準報酬の基礎となつた報酬月額又はその者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

2 この法律による改正後の健康保険法第六十七條又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五條の規定は、第三者の行為により昭和四十八年四月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に保険事故が生じた場合に

ついては、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の健康保険法第七十條ノ三第一項の規定は、昭和四十八年四月一日前に行なわれた療養の給付、同日前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給並びに同日前の期間に係る傷病手当及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。

4 この法律による改正後の健康保険法第七十一條ノ四第二項の規定による保険料率の変更についての申出は、昭和四十九年度以降の年度に係る保険料及び国庫補助をもつて当該年度に係る保険給付費、保険施設費その他政令で定める経費にあつては費用に不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、行なうことができる。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第五十七条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第六十條の次に次の一條を加える。

（高額療養費）

第六十條の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の六十」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第六十三條第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が二万円に満たない場合には、二万円とする。

第七十條中「俸給の半月分」を「当該金額の百分の六十」に改める。

第二百十條第一項中「第五十九條まで」の下に「及び第六十條の二」を加え、「第三十一条及び第三十一条ノ二」を「及び第三十一条から第三十一条ノ三まで」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第三十四條中「半額」を「十分の六に相当する金額」に改める。

第三十六條の次に次の一條を加える。

（高額療養費）

第三十六條の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の十分の六」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第三十九條第一項ただし書を削り、同条第三項中「二分の一」を「十分の六」に改める。

第四十二條中「俸給の半月分」を「当該金額の十分の六」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十三條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第五十九條第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第六十二條の次に次の一條を加える。

（高額療養費）

第六十二條の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十三條第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「給料の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の六十」に、「一万円」を「四万円」に改める。

第六十五條第一項ただし書を削り、同条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が二万円に満たない場合には、二万円とする。

第七十二條中「給料の半月分」を「当該金額の百分の六十」に改める。

第三百三十六條第一項中「第六十一条まで」の下に「及び第六十二條の二」を加え、「第三十一条及び第三十一条ノ二」を「及び第三十一条から第三十一条ノ三まで」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第六條 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の表第六十一条第一項及び第三項の項中「及び第三項」を削る。

第二号中正誤			
ベシ	段行 誤	正	
五	一〇 財成	財政	
四	終わり 四から 法律で	法律	
三	二 一手前	一手前	
三	終わり 一から 会計	合計	
第三号中正誤			
ベシ	段行 誤	正	
三	終わり 四から 議御論	御議論	
六	四 末 こという	こいう	
三	一〇 ニトロソアミン	ニトロソアミン	
第四号中正誤			
ベシ	段行 誤	正	
三	二 四 みまして	見まして	
二	終わり 六から 地価	価値	
四	三 三 かち合い	かみ合い	
八	三 二 第二期	第二次	
二	終わり 四から 第三期	第三次	
二	四 七 できる	できぬ	
二	終わり 四から 審査	診査	

昭和四十八年五月二十二日印刷

昭和四十八年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K